

- (1) 證書の内容が家庭生活上の事項に關するとき。
- (2) 相手方が證書を提出することに依つて名譽に關する義務 *Ehrenpflicht* を侵害せらるゝの虞あるとき。
- (3) 證書の内容を世間に公開することが當事者又は第三者の耻辱となるか、又は刑事訴追の危険を招來するの虞あるとき。
- (4) 當事者が證書を提出することに依つて國家が此の當事者に課する黙秘の義務にして未だ有効に解放せられざるもの、又は技術上若は取引上の祕密を侵害するの虞あるとき。
- (5) 證書の提出の拒絶を正當ならしむるに足る其の他の同等の價値を有する事由を存するとき。

第四百二條 前條に列擧したる事由の一が證書の一部分のみに關するに止まるときは、證書の認證したる抄本を提出すべし。

第四百三條 相手方が證書の占有を否認し、裁判所が證書に依つて證明すべき事實を重要にして且證書提出の義務成立せりと認むるときは、相手方が證書を占有せりや若は少くとも證書が何處に在るかを知れりや、又は相手方が若は相手方の施爲に依つて舉證者をして證書を利用すことを得ざらしめんが爲に之を轉匿し又は之を利用に適せざるに至らしめたることありやを調査する爲の目的を以て、裁判所の決定に依り相手方の宣誓訊問を命ずることを得。

相手方が其の占有を自白したる證書の提出の命に従はざるとき、又は相手方が其の占有を否認する證書に關して訊問若は宣誓供述を拒みたるとき、又は相手方の供述に由り其の意圖を以てして *absichtlich* 證書を轉得し又は之をして使用に適せざるに至らしめたるものなること判明したるときに、それが案件を判斷する上に如何なる作用を及ぼすものなりやは、あらゆる事情を細心に評價することに依つて指導せらるゝ、裁判官の裁量に一任す。此の場合には特に證書の内容に關する舉證者の開示を證明せられたるものと看做すべきや否やを判斷すべし。

第四百四條 舉證に必要な證書が民法の規定上又は證書が其の内容の上より見て舉證者及び第三者にとつて共同のものなるの故を以て(第四百條第三號)證書の引渡及び提出の義務を負ふ第三者の手中に在るときは、舉證者の申立に依り裁判所に於て同時に指定すべき期間内に舉證者の費用を以て口頭辯論の際利用する爲に受訴裁判所に證書を預託すべき旨を決定を以て第三者に命ずることを得。

前項の申立に關しては受訴裁判所は、證書の占有者たるものとして主張せらるゝ相手方及び第三者の意見を聽きたる上にて裁判を爲すことを要す。相手方及び第三者が證書の占有を否認したるときは、申立を爲す當事者が證書は此の第三者の手中に在ることを疏明したる場合に限り、申立に從つて處置を爲すべし。裁判所は關係者を訊問する爲に特別の期日を命ずることを得。此の決定は

確定後且提出期間の満了後に至つて執行することを得。申立を却下する場合には證書の占有者なりと目せられたる者の請求に依り、手續に因つて當人に生じたる必要費を賠償すべし。

第四百五條 證書を占有せりと主張せらるゝ第三者が證書の自己の許に在るを疏明せられ得ざるの故を以て、又は證書の引渡及び提出の義務の存否に關する裁判が係争事情の事前の調査及び確認に繋るの故を以て訴を以て證書の引渡及び提出を強ひらるゝの餘儀なきに至りたるときは、受訴裁判所は申立に依り同時に舉證者に向つて證書を提出する爲に定むべき期間の満了するまでは口頭辯論の續行を猶豫せんことを命ずることを得。(第三百七十五條)。

然れども第三者に對する舉證者の訴がそれよりも以前に完結したるとき、又は舉證者が訴の提起又は訴訟若は強制執行の施行を遅延するときは、舉證者の相手方は此の期間の満了するに先だち口頭辯論の續行を申立つることを得。

證書の提出は舉證者の費用を以て之を爲す。

真正の證明 Echtheitsbeweis

第四百六條 形式及び内容上公文書たる文書にあつては、其の真正なることを推定す(豫定す)。

裁判所が真正を曖昧なりと認めたるときは、裁判は申立に依り又は職權を以て官公署若は此の文書を作成したる管の者に向つて、真正についての陳述を促すことを得。かくの如き方法に於て文書

の真正についての疑念を除去すること能はざるときは、此の文書を證據方法として使用せんと欲する者は其の真正なることを證明するの義務を負ふ。

第四百七條 外國官廳若は公信用を附與せられたる外國人の作成したること明なる文書をば、精確なる證明を俟たずして真正なるものと看做すべきや否やは、裁判所に於て案件の事情に應じて裁量することを必要とす。

特別の規定に依つて別段の定めを存せざる以上は、外務省又はユーゴスラヴィヤ國の公使若は領事の認證を以てかくの如き文書の真正なるを證明するに充分たるものとす。

第四百八條 私文書の真正は、相手方の他の陳述に由つて文書の真正を争ふの意圖が判明せざる以上は、舉證者の相手方が證書の真正について陳述を爲すことを爲さざりしときは、争なきものと看做す。證書面に署名を存するときは、舉證者の相手方は同一の法律的结果の下に署名の真正についても陳述を爲すことを必要とす。

私文書又は私文書面に記載せらるゝ署名の真正について争ありたるときは、此の文書を證據方法として行使せんとする者に於て證明を爲すべし。

第四百九條 證書若は署名の眞否をば恣意を以て争ひたる當事者は、恣意の罰を科すべし(第二百六十八條)。

第四百十條 證書の眞否の證明は筆蹟の對照 *Schriftvergleichung* に依つても之を爲すことを得。

眞否につき争なき筆蹟又は少くとも著しく遅延せしむることなくして證據立つることを得べき筆蹟にあらざれば對照筆蹟 *Vergleichungsschrift* として利用することを得ず。

證書の提出に關する本法の規定は對照筆蹟の提出に關しても之を適用すべし。

充分なる對照筆蹟を存せざるときは、其の手跡に關して眞正の證明の行はるべき當事者に受訴裁判所の面前に於て又は受命判事若は受託判事の面前に於て其の指示すべき字句の各の字句を認めんことを命ずることを得。

認めたる筆蹟は辯論調書に添付すべし。當事者が前項の判事の命に従はざるとき又は明白に形を歪めたる筆蹟を認めたるときは、證書を形成する上に如何なる作用を及ぼすものなりやは判事の判斷に一任す。

第四百十一條 手跡の對照は裁判所みづから之を爲すことを得べく、又は裁判所が疑念を懷きたるときは鑑定人の鑑定を求むることをも得。

筆蹟の對照の結果に關しては裁判所に於て自由なる心證に従つて裁判すべし。

裁判所の爲す證書の保管

第四百十二條 其の眞否に關して争ある證書又は其の内容に變更ありたりと稱せらるゝ證書は、之を他の官公署に引渡すことが公の秩序の利益に於て必要なるにあらざる以上は、訴訟の確定的に完結

するまでの間裁判所に保管することを得。

證書の更新

第四百十三條 私文書が讀み難きか又は破損し居るときは、其の保有者若は其の他何れの關係者も證書の作成者に向つて、申立人の費用を以て裁判上 *gerichtlich* 之を更新せんことを請求することを得。案件の状況上此の證書を證據に利用せらるべき相手たるすべての者を是が爲に呼出すべし。其の拒絶を爲したる場合にあつては、訴を以てするにあらざれば證書の作成者に證書の更新を強ふることを得ず。

報告物

第四百十四條 紀念碑、界標、境界石、水量標及び類似の標識又は計算木にして當事者双方が其の取引の爲に行使したること確實なるものが如何なる程度まで證據を供するものなりやは、裁判所に於てあらゆる事情を細心に評價して判斷することを必要とす。

第四百十五條乃至第四百五條の規定は報告物の提出にも之を準用すべし。

第四百十五條 第三百九十四條、第三百九十五條、第三百九十六條、第三百九十七條、第四百五條第一項及び第二項及び第四百六條、第四百十條及び第四百十一條に因り爲す裁判所の決定命令及び處分に對しては上訴を爲すことを得ず。

第三百九十九條、第四百三條及び第四百十二條に依り爲したる決定に對しては獨立の上訴を以て

不服を申立つることを得ず。

第四節 人 證

證言を許さざる場合と證言の拒絶

第四百十六條 左の各號の一に該當する者は證人として訊問することを得ず。

- (1) 自己の觀察を報告するの能力を有せざる者又は其の供述の關係すべき時期に證すべき事實を觀察するの能力を有せざりし者。
- (2) 僧侶懺悔又は僧侶の職務上の黙秘の約束の下に打明けられたりし事項に關するとき。
- (3) 國家の官吏其の供述に依つて其の負擔する職務上の秘密の侵害せらるゝ虞ある場合に於て、上官に依つて黙秘の義務を解放せられざるとき。

第四百十七條 左の各號の一に該當する場合には證人は證言を拒むことを得。

- (1) 問に對する答が證人、其の配偶者、其の許婚者又は證人が直系に於て任意の親等以内若は傍系に於て二親等以内の血族若は姻族たるか、又は養子縁組に依つて結合せらるゝ者、其の育親及び育子並に其の後見人及び被後見人の耻辱となるか又は刑事上の訴追の危険を招來するの虞あるとき。
- (2) 問に對する答が證人若は第一號に記載したる者の一人に直接重大なる財産上の損害を被

らしむるの虞あるとき。

- (3) 證人が其の負擔に係る、國家の承認せる黙秘の義務を侵害することなくしては供述すること能はざるべき事實に關して此の義務より有効に解放せられたるにあらざるとき。
- (4) 辯護士としての資格に於て其の當事者より證人に打明けられたる事項に關するとき。
- (5) 證人が技術上若は業務上の秘密を開示することなくしては答ふことを得ざるべき問に關するとき。

第一號及び第二號の下に擧げたる場合に於ては是等の各號に記載せられたる親屬に關しては婚姻關係のものはや成立せざる場合にあつても證言を拒むことを得。

第四百十八條 證人が認證人 *Urkundsperson* として立會はしめられたる法律行為の作成及び内容、婚姻關係若は親族關係に因つて由來せらるゝ財産上の事項に關する事實、第四百十七條第一號に記載せらるゝ出生、婚姻若は死亡、係争の法律關係に關して證人が前主 *Rechtsvorgänger* として又は當事者の一方の代理人として爲したる行為に關しては、財産上の不利益を懸念すべきの故を以て證言を拒むことを得ず。

第四百十九條 證言を全然拒まんとする證人又は各個の問題に關して證言を拒まんとする證人は其の訊問の爲に指定せられたる期日前若は此の期日自體に際し口頭若は書面を以て拒絶の事由を開示することを要す。異議の申立ありたるときは證人は此の事由を説明することを必要とす。

證人が其の訊問の爲に指定せられたる期日前に拒絶の事由を開示したる場合にあつては、成るべくは訊問の爲に指定したる期日以前に證人の申出でたる所を當事者双方に通知することを必要とす。

第四百二十條 拒絶が判決裁判所の面前に於て申出でられたるときは、拒絶の適法なりや否やについては判決裁判所自身、其の場合にあつては受命判事若は受託判事は決定を以て裁判を爲すことを要す。裁判所は裁判に先だち當事者双方を審訊することを得。

此の點に關して辯論が行はれたるときは、證人は辯護士に依つて代理せらるゝことを必要とせず。證人が書面若は裁判所の調書を以て拒絶の意思を表示したるときは、其の訊問の爲に指定したる期日に出頭せざる場合にあつても、裁判に際し其の申出を斟酌すべし。

第四百二十一條 證人が事由を開示することなくして證言を拒絶したるとき、又は證人が拒絶の正當ならざるを判決せられたるにも拘らず其の拒絶を固執せるとき、又は證人が其の請求されたる宣誓を拒みたるときは、職權を以て一萬デナール以下の罰金若は拘留に依つて證人の供述を強制することを得。拘留は當該の審級に於ける訴訟の完結の時期以上に伸長することを得ず、また何れの場合にあつても六週間を超ゆることを許さず。

受訴裁判所は強制執行及び保全處分に關する法律中に規定せられたる方法に於て各個の強制手段及び其の執行を命ず。然れども受託判事に依つて訊問の行はれたる場合にあつては、受託判事が

各個の強制手段及び其の執行を命ず。決定を爲すに先だち證人を審訊すべし。

第四百二十二條 本案に於ける手續の進行が證人の供述若は宣誓の不當なる拒絶又は其の然るの故を以て證人に對して開始したる強制處分に依つて左右せらるゝものなりや否や、若し左右せらるゝものなりとせば如何なる方法に於て然るやの點についての決定は判決裁判所の權限とす。是が爲に受命判事若は受託判事は何時たりとも遲滯なく是等の出來事について受訴裁判所に通知を爲すことを必要とするものとし、受訴裁判所は豫め口頭辯論を経ることなくして此の點について裁判を爲すことを得。

不當の拒絶の一切の場合を通じて證人は當事者双方に對し、證據調を妨害し又は遅延せしめたることに依つて當事者双方に生じたる損害につき代當の責任を負ふ。特に證人は其の拒絶に因つてしたる一切の費用を賠償するの義務をも負ふ。

證人の拒絶が恣意に出でたりしときは、其の外證人に對して恣意の罰を科すべし。賠償の義務に關する決定は判決裁判所の權に屬す。受命判事若は受託判事も亦恣意の罰を科するの權を有す。

證人の供述の評価

第四百二十三條 證人の公平及び其の供述の信憑性に影響を及ぼすべき一切の事情は裁判所が自由なる心證に従つて細心に評價することを必要とす。

受命判事若は受託判事に依る證據調

第四百二十四條 左の場合には人證の取調は判決裁判所に於て之を受命判事若は受託判事に委任することを得。

- (1) 現場に於ける證人の訊問が眞實の調査を促進するものと認めらるゝとき。
- (2) 判決裁判所に於て證據調を爲すに非常なる困難を伴ふの虞あるとき。
- (3) 判決裁判所に於ける證人の訊問が證人に對して與ふべき時間徒費の補償及び之に償還すべき旅費及び訊問地に於ける宿泊料に顧み不釣合に多額の費用を惹起するの虞あるとき。
- (4) 證人が判決裁判所への出頭を妨げられたるとき。

疾病廢疾又は其の他の事由に因り訊問の目的の爲に住居を去ること能はざる證人又は現行の規定に依り民事訴訟事件に於ける訊問の爲に裁判所に出頭するの義務を負はざる證人は、其の住居に於て之を訊問すべし。

本條第一項第三號に記載したる事情にも拘らず判決裁判所に於ける訊問に伴ふ費用が受命判事若は受託判事に依る證據調の費用を超過する限度に於ては賠償請求權なきも尙ほ之を支辨することを諾すべき旨を當事者の一方が表示したるときは、申立に依り判決裁判所に於ける訊問の爲に證人を呼出すべし。部長は此の當事者が此の費用を支辨する爲に一定の期間内に其の指定すべき金額を豫納せんことを命ずることを得。(第四百二十八條第二項)。

證人の呼出

第四百二十五條 證人は裁判所に於て之を呼出す。

呼出狀には當事者の氏名と訊問事項の簡單なる記載の外、同時に場所及び時日を以て定めたる期日に際し證言を爲す爲に出頭すべき旨の催告を掲ぐるを要す。呼出狀には證人の手数料に關する法令の規定並に闕席の法律上の結果を教示すべし。

第四百二十六條 現役の陸海軍、憲兵隊、税關監視隊、國境警備隊、及び公安を維持する爲の警衛隊に服役中の者に對する呼出狀は、證人の上級司令官憲に宛てたる囑託書を以て爲す。

第四百二十七條 證人として呼出すべき者が公安若は其の他の公の利益を維持する爲に其の差支の期間補充者を置くことを必要とする公の勤務に在るときは、同時に其の直接の上官に之を通知すべし。

此の規定は交通、鑛業、熔鑛爐、水道若は類似の施設若は企業の使用人若は勞働者又は私營の山林の勤務に服する者を證人として呼出す場合にあつても此の規定を適用すべし。

第四百二十八條 證人に豫め報酬を與ふべきときは、部長受命判事若は受託判事は舉證者が證人の訊問に依つて生ずる費用を支辨する爲に定めたる金額を一定の期間内に豫納せんことを命ずることを得。

前項の金額が適時に豫納せられざるときは裁判所は證人の訊問を見合はせ、相手方の申立に依り

未済の證據調には關係なく辯論を續行することを得。(第三百七十五條)

闕席の結果

第四百二十九條 成規に呼出されたる證人にして訊問の爲に定めたる期日に際し充分なる免責事由を存することなくして出頭せざる者に對しては、判決裁判所又は受命判事若は受託判事に依つて其の闕席に因つて生じたる一切の費用の賠償の義務を言渡すべし。其の外證人は同時に秩序罰第二百六十八條を科して新に之を呼出すべし。闕席の反覆せらるゝ場合には法定の限度内に於て秩序罰を倍加すべく且證人の強制引致を命ずべし。

後に至つて不出頭の充分なる免責行はれたるときは、證人に對して科したる罰を再び取消すべし。其の外證人に對して其の課したる費用の全部又は一部を免除することを得。

第四百二十六條に記載したる者の一人が呼出に應ぜざるときは、證據調を指揮する判事は處罰の命令及び證人の引致を證人の上官に請求することを要す。

呼出に應ぜざる證人は其の責任たる證據調の妨害又は遅延に因つて當事者双方に生じたる損害につき代當の責任を負ふ。

第四百三十條 當事者は證人に費用賠償の義務を言渡す決定の確定後八日以内に費用目録を提出して第四百二十二條及び第四百二十九條の場合に於て賠償すべき費用の確定を請求することを必要とし、此の期間内に請求を爲さざるときは當事者は費用の賠償につき失權す。受命判事若は受託判事

は本法の規定上費用賠償の義務を言渡すの權を有したりし場合に限り費用額を確定す。
第四百三十一條 證人の訊問の試みが徒爾にして此の試みの反覆が訴訟の新しき遅延を導く處ありと懸念すべきときは、判決裁判所は申立に依り此の證據調につき期間を指定し、之を徒過したるときは當事者の一方の申立に依り此の證人を以て申立てたる證據には關係なく辯論を續行すべし。受命判事若は受託判事に依つて證人の訊問を爲さんとするときにあつても期間の指定は判決裁判所の權に屬す。此の申立に關する裁判に先だち申立の相手方を審訊すべし。
證人の爾後の訊問に關しては第三百七十五條第二項を適用することを要す。

證人の訊問

第四百三十二條 虚偽の證言又は虚偽の宣誓に因つて罰を言渡されたる證人又は其の訊問の當時満十六歳に達せざる證人、悟性の發育不充分なるの故を以て宣誓の性質及び意義を充分に理解せざる者は宣誓を爲さしむることを得ず。

當事者双方が宣誓を抛棄したるときは裁判所は證人の宣誓を爲さざることを得。
宣誓を不當に拒むときは證言を不當に拒むと同一の結果を伴ふ(第四百二十一條及び第四百二十二條)。

命令を以て宣誓文を規定し、並に如何る者が宣誓の代りに嚴肅なる誓約 feierliches Gelöbnis を爲すことを得べきやをも規定すべし。

第四百三十三條 證人を訊問するに先だち之をして宣誓を爲さしむべし。證人の一身上の關係其の訊問又は宣誓を適法とするや否や及び證人が事實關係の調査に適切なる供述を爲すことを得べきや否やの事情については、裁判所は證人を宣誓せしむるに先だち之を問ふことを得。

前項の間に基き裁判所は當事者を審訊したる上に於て證人の訊問を見合はすを要すること又は其の訊問を爲したる上に於て初めて是が宣誓に關する決定を爲すことを決定することを得。受命判事若は受託判事は何れの場合に於ても證人の訊問を爲すことを必要とす。然れども證人の宣誓に關する裁判をば訊問を了するまで猶豫することを得べく、又は訊問を判決裁判所に委任することを得。證人が第四百十七條第一號及び第二號に依り證言を拒絶するの權利を有すべき間に答ふることを回避せざるときは、判決裁判所又は證人の訊問を指揮する受命判事又は受託判事は亦證人の訊問を了したる後に至つて初めて宣誓を爲さしむべきや否やにつき裁判を爲すの留保を爲すことを得。第四百三十四條 證人を訊問したる後に至つて初めて宣誓に關して裁判を爲すべきすべての場合を通じて證人には、訊問に先だちて眞實を開示するの義務其の爲すことを必要とすべき宣誓の神聖及び意義並に虚偽の供述の刑法上の結果を戒告すべし。證言を爲したる上に於て判決裁判所又は受命判事若は受託判事は證言の重要ならざること又は其の信憑性の乏しきことを斟酌して、宣誓を見合すべき旨を言渡すことを得。受命判事若は受託判事が宣誓を爲したるときは判決裁判所は證人の無宣誓の供述の到達したる

上にて證人の追加的宣誓を命ずることを得。

第四百三十五條 證人の訊問に先だち如何なる間に關して供述を拒絶することを得べきやを證人に告知すべし(第四百十七條)。

證人は後に訊問すべき證人の居合はさざる場所に於て各別に之を訊問すべし。訊問を爲すことを必要とすべき順序は、判決裁判所が訊問を爲す場合に於ては部長之を定むべく、其の場合に於ては受命判事若は受託判事に於て之を定む。

呼出されたる證人の全員の訊問を完結するに先だちては、其の何人と雖判事の許可を受くることなくして退廷することを得す。

供述の互に一致せざる證人は、互に對質せしむることを得。

第四百三十六條 證人の訊問は證人が氏名、年齢、信教、業務及び住所を問はるゝことに依つて始まる。必要の場合には當面の事件に於ける證人の信憑性、特に其の當事者双方に對する關係についても問を發す。

證人を問訊するに當つては部長、訊問を指揮する受命判事又は受託判事は其の供述に依つて證據の成立せしめらるべき事實に關して證人に問を發し、並に證人の知識の憑據となる事由を究明する爲に問を發するを要す。判決裁判所に於て證人の訊問を行ふときは、他の部員も證人に問を發することを得。

第四百三十七條 證人の訊問についての當事者の關與に關しては、第三百八十五條の規定を適用す。

現行の規定の結果民事訴訟事件に於て證人としての供述を爲す爲に裁判所に出頭するの義務を負はざる者に關しては、當事者の質問權は訊問を命ぜられたる判事に適時に問書 *schriftliche Frage* を通知することに依つて行使すべし。

第四百三十八條 問を許すべきや否やが争はるゝとき、又は部長が問を不當なりと認むるときは、申立に依り部が之につき裁判を爲す。此の裁判を爲すの權は受命判事又は受託判事にも屬す。然れども此の場合に於ては裁判は單に一時的のものと看做し、判決裁判所に於て之を變更することを得。

判決裁判所が受命判事若は受託判事の面前に於て提出せられたる問を許すべからざりしものと認めたるときは、此の問につき與へられたる答は手續の爾後の經過に於ては斟酌せずと宣言することを得。

第四百三十九條 證人の供述の主なる内容及び其の必要と認めらるゝ限りは其の一字一句は調書に録取すべし。證人が辯論期日に訊問せられたるときは、此の録取は辯論調書に於てすることを必要とす。

前項の録取したる所は證人及び證人訊問に立會ひたる當事者双方に閱覽の爲呈示し、又は之を讀問かすべし。

調書には證人が訊問前に宣誓したるや訊問後に宣誓したるや、宣誓を見合せたりしや否や、又は宜

〔誓を判決裁判所の裁判に留保したるや否や、當事者及び其の何れの當事者が訊問に立會ひたりしや當事者又は證人が調書に對して異議を申立てたるや否や、若し申立てたりとせば如何なる異議なりしやを記載すべし。〕

第四百四十條 判決裁判所は特に受命判事若は受託判事が正當なりと認めたる供述の拒絶若は各個の問に對する答を不適法なりと認めたるとき、並に證人が適法に若は完全に訊問せられざりしとき、又は要點に關して供述が不明、不定若は曖昧なるとき、又は證人自身が其の供述の補完又は更正を請求したるときには、申立に依り又は職權を以て證人の訊問の反覆を請求することを得。

訊問の反覆又は追加の場合にあつては、更めて證人を宣誓せしむるを要せずして、單に證人は其の前に爲したる宣誓を援用して自己の供述の正確なることを確言することを必要とする旨の注意を促すに止むべし。

第四百四十一條 當事者は自己の申出でたる證人を抛棄することを得。然れども相手方は證人が既に訊問の爲に出頭したるときは此の抛棄のありたるにも拘らず證人の問訊せられんこと、又は其の訊問の既に開始せられたる場合にあつては訊問の續行せられんことを請求することを得。

證人の手数料

第四百四十二條 證人は何れも訊問地への旅行、同地に於ける滞在並に歸還の旅行に依つて生ずる必要費の賠償を請求するの權を有す。

時間の徒費 *Zeitverschwendung* に對する補償は此の徒費に因つて日常の營利についての著しき減損を惹起せる場合にあらざれば之を請求することを得ず。證人は其の訊問を受けたる後二十四時間内に報償の請求を主張することを要するものとし然らざれば此の請求を失權す。

裁判所の所在地に居住せざる證人の請求ありたるときは、部長受命判事若は受託判事は、此の證人を採用したる訴訟當事者に於て旅費を支辨するに充分なる金額を此の證人の爲一定の期間内に裁判所に預託すべき旨を命ずることを得。

第四百四十三條 證人を訊問したる受訴裁判所並に受命判事若は受託判事は、費用の名義の下に證人に賠償すべき金額を定め、十五日内之を證人に支拂はんことを命じ、若し支拂はざるときは強制執行を爲すべき旨を警告す。かくの如き決定に對して上訴を提起することに依つて訴訟の進行を妨ぐることなし。

費用の報償を算定するについての基準となる細則並に手数料率は、司法省令を以て之を定む。

提供の種類

第四百四十四條 證人の届出申請及び上訴は期日外に於て口頭を以て調書に陳述を爲すことを得べく、又は書面を以て之を爲すことを得るものとし、此の書面は辯護士に於て作成することを必要とせず。

上訴

第四百四十五條 供述宣誓各個の間に對する答の拒絶の適否に對する裁判、第四百三十三條に依り證人の訊問を見合すことを要する旨の決定、並に第四百三十五條乃至第四百三十八條の意味に於て訊問に關して爲したる處分に對しては、訴訟當事者は獨立して上訴を爲すの權を有せず。

證人が供述又は宣誓を拒絶したる場合の手續の進行並に第四百二十八條及び第四百三十一條の場合に於ける辯論の續行に關する判決、裁判所の裁判證人の呼出若は其の引致を命ずる決定又は證人に供與すべき報償の豫納、第四百二十八條第一項及び第四百四十二條第四項の爲に期間を定むる決定、並に證人の宣誓に關して爲したる決定に對しては上訴を爲すことを得ず。

鑑定證人 *Sachverständige Zeugen*

第四百四十六條 觀察に特別の専門的知識を必要としたりし過去の事實若は状態を證明する爲にかくの如き専門家を訊問するの必要ある限りは、亦人證に關する規定を適用す。

第五節 鑑定人に依る證明

鑑定人の選任

第四百四十七條 裁判にとつて重要な事實を判斷する爲、又は檢證を爲す上に裁判所の有せざる知識を必要とするときは、鑑定人を以て證據を調べべし。此の場合に於ては判決裁判所は當事者を訊

問したる上にて直に一人又は數人の鑑定人を選任することを必要とす。此の場合にあつては特別の事情が別段の處置を必要とするにあらざる以上は、就中必要なる種類の鑑定人の爲に任命したる鑑定人を斟酌することを必要とす。

裁判所は最初に選任したる鑑定人の代りに別の鑑定人を選任することを得。

第四百四十八條 鑑定人に依つて検査すべき物件を判決裁判所まで持出すこと能はざるとき、又は他の事由に由り判決裁判所に於て鑑定證據 Sachverständigenbeweis を取調ぶるに重大なる困難を伴ふの虞あるときは、受命判事若は受託判事を以て鑑定證據の取調を爲すことを得。

鑑定人の數の指定並に鑑定人の選定は前項の場合に於ては之を證據調を命ぜられたる判事に一任することを得。其の外選定は遅延若は不釣合なる費用を避くる爲に適當と認めらるゝときは、豫め當事者本人を訊問することなくして之を爲すことを得。選定したる鑑定人の氏名は受命判事若は受託判事に於て證據調の爲に定めたる期日の通知と同時に當事者双方に之を通知すべし。

第四百四十九條 必要なる種類の鑑定を爲す爲に公に任命せらるゝ者又は其の知識が必要なる鑑定の條件となる科學技術を公に業とする者又は之を營む爲に公に任用せられ若は授權せらるゝ者は、裁判所の爲す鑑定人の選任に服従することを必要とす。

證人をして證言を拒絶するの權利を有せしむると同一の事由を存するときは、鑑定人も亦鑑定人の職務の罷免を請求することを得。

公の使用人は其の外また上官が服務上の顧慮に基きて其の鑑定人としての使用を拒みたる時、又は特別の規定に依つて鑑定人として使用せらるゝの義務を免除せられたるときは、亦其の職務を免すべし。

鑑定人の不出頭又は職務不履行の結果

第四百五十條 選任せられたる鑑定人が充分なる原因あるにあらずして鑑定を爲すことを拒みたる時、又は規定に従つて之を呼出したるにも拘らず證據調の爲に定めたる期日に充分なる免責の事由あるにあらずして出頭せざるときは、其の拒絶若は其の闕席に因つて生じたる費用の賠償を決定を以て鑑定人に命ずべし。其の外此の鑑定人には秩序罰を科すべく、専恣的に鑑定を爲すことを拒みたる場合にあつては専恣の罰を科すべし。此の決定に關しては、第四百二十三條、第四百二十九條及び第四百三十條を準用することを要す。

不従順なる鑑定人に代へて他の鑑定人を選任すべし。
不従順なる鑑定人は費用の賠償の外證據調の妨害若は遅延に因つて當事者に生じたる他の一切の損害につき代當の責任を負ふ。

第四百五十一條 判事を忌避する權利を與ふると同一の事由を存するときは、鑑定人を忌避することを得。然れども忌避は鑑定人が前に同一の訴訟事件に於て證人として訊問せられたることを理由とすることを得ず。

忌避についての陳述は受訴裁判所に申出づることを必要とするも、鑑定人の選定が受命判事若は受託判事に委任せらるゝ場合にあつては、受命判事若は受託判事に書面又は口頭を以て申出づべし。裁判所が鑑定人を選任するに先だち鑑定人の一身に關して當事者双方の意見を聞きたる時は、當事者双方は間に際して直に忌避についての陳述を爲すことを得べく、然らざる場合には選任の通知の日より遅くも八日以内に、又は此の期間の満了するに先だち鑑定人を以てする證據調の期日の指定せられたる場合にあつては、證據調の開始せらるゝ以前に陳述を爲すことを得。此の時期以後は、當事者が前には忌避の事由を承知せざりしこと、又は止むことを得ざる差支に因り前には忌避の事由を主張することを得ざりしこと、又は此の事由は後に至つて初めて發生したるものなることを疏明したる場合にあらざれば、鑑定人を忌避することを得ず。

かくの如き事後の忌避の場合に於て受命判事若は受託判事の面前に於ける證據調が既に完結したるときは、受訴裁判所に於てのみ忌避を申立つることを得。

第四百五十二條 忌避の申立を爲すに當つては直に忌避の事由を通知すべし。忌避に關する裁判は忌避が第四百五十一條に依り判決裁判所に申立てられたるか、又は受命判事若は受託判事に申立てられたるかに従つて、判決裁判所又は受命判事若は受託判事の權に屬す。

期日に忌避の申立なかりし場合にあつては、豫め口頭辯論を経ずして裁判を爲す。忌避を申立つる當事者は判事の請求ありたる時は、其の開示したる忌避の事由を疏明することを必要とす。忌

避の申立を容れたるときは、遅滞なく別の鑑定人を選任すべし。

證據調

第四百五十三條 判決裁判所又は證據調を指揮する判事は書面を以てする鑑定を命ずることを得。

此の場合に於ては鑑定人は請求に依り鑑定書に關して口頭を以てする説明を與へ、又は口頭辯論の際之を説明するの義務を負ふ。

第四百五十四條 鑑定人は何れも證據調の開始に先だち鑑定人について規定したる宣誓を爲すことを要す。

鑑定人が必要な種類の鑑定を爲すにつき概括的に宣誓を爲したるときは、前に爲したる宣誓を指摘するを以て足る。

第四百五十五條 鑑定人には、之に向つて提出したる問を答ふる上に必要な裁判所に在る物件、書類及び補助資料を通知すべし。

第四百五十六條 徹底的にして且遺漏なき鑑定を即時に爲すこと不可能なるときは、證據調を指揮する判事は鑑定を爲すにつき期間又は特別の期日を定むべし。

鑑定書の到達は之を當事者双方に通知すべし(第三百八十二條)。

第四百五十七條 數人の鑑定人の選任行はれたるときは、其の意見の一致を見たる場合には共同して鑑定を爲すことを得。意見異なる場合には各鑑定人は自己の意見と其の理由とを各別に説明するこ

とを要す。

第四百五十八條 鑑定には常に理由を附すべし。

人物、場所其の他のものを観察することが鑑定を爲すの前提にして其の状態を知ることが鑑定を理解し、之を評價する上に重要な場合に於ては、鑑定人は自己の意見を説明するに先だちて觀察の目的物の敘述を爲すことを必要とす。

其の爲したる鑑定が不明確若は其の他不充分なりと認めらるるとき、又は各鑑定人が異なる意見を述べたるときは、裁判所は申立に依り又は職權を以て同一の鑑定人若は他の鑑定人に依つて又は少くとも他の鑑定人を立會はしめたる上にて改めて鑑定を爲すべき旨を命ずることを得。かくの如き命令は、鑑定人が鑑定を爲したる後有効に忌避せられたる場合に於つても之を許す。受命判事若は受託判事も亦かくの如き命令を爲すことを得。

第四百五十九條 鑑定人に依る證據を申出でたる當事者は、此の證據を拋棄することを得。然れども相手方は證據調が既に開始せられたるか又は少くとも鑑定人が證據調の爲に既に裁判所に出頭したる場合に於ては、當事者の一方が鑑定證據を拋棄したるにも拘らず一度命ぜられたる證據調の施行せられんことを請求することを得。

第二百四十七條に依り部長に屬する職權を以て鑑定人に依る鑑定を命ずるの權は、當事者の拋棄に依つて妨げらるゝことなし。

第四百六十條 商事裁判權、海事裁判權又は鑛業裁判權を行使するに當つては、判斷の目的事項が専門的知識を必要とする場合、又は取引上の慣習の存否が問題たる場合に於ては、判事自身が充分なる専門的知識を有する以上は、裁判所は第四百四十七條に依り鑑定人を俟たずして裁判を爲すことを得。

手数料

第四百六十一條 鑑定人は其の惹起したる費用及び立替金時間の徒費に對する賠償及び其の拂ひたる盡力の報酬を請求するの權を有す。鑑定人は相當の前渡金を請求することを得。證據調を指揮する部長又は受命判事若は受託判事は、鑑定人に依る證據調に伴ふ費用を支辨する爲に舉證者に於て一定の金額を豫納せんことを命ずることを得。(第四百二十八條第二項)。

鑑定人の手数料の算定には第四百四十三條の規定を準用す。此の手数料の額に關する決定に對しては抗告を爲すことを得。

上訴

第四百六十二條 鑑定人の忌避を却下する決定又は書面に依る鑑定を命ずる決定に對しては、獨立して上訴を爲すことを得ず。

選任すべき鑑定人の數に關する裁判、鑑定人の選定を受命判事若は受託判事に委任する決定(第四百四十八條)、忌避に因り鑑定人を罷免する決定、鑑定人の宣誓に關して爲したる決定、並に鑑定を爲す

爲に第四百五十六條に依り期日を指定し又は期間を定むる決定に對しては、上訴を以て不服を申立
つることを得ず。

第四百六十三條 本節に別段の規定を爲さざる以上は鑑定人に依る證明及び特に其の訊問並に取調
の結果と鑑定意見との調書作成には、證人に依る證明に關する規定を準用す。

第六節 檢 證

第四百六十四條 裁判所は事案を解明する爲申立に依り又は職權を以て檢證を命ずることを得。必
要の場合には一人若は數人の鑑定人を檢證に立會はしむべし。

觀察すべき目的物を判決裁判所に持出すこと能はざるとき、又は判決裁判所に於ける檢證が他の
事由に因り重大なる困難を來すの虞あるときは、受命判事若は受託判事に依つて檢證を爲すことを
得。此の場合に於ては檢證を命ぜられたる判事に鑑定人の立會及び其の指名についての裁判を委
任することを得。此の決定に對しては上訴を爲すことを得ず。

檢證が費用を伴ふものと豫見せらるゝときは、部長又は受命判事若は受託判事は此の費用を支辨
する爲舉證者に於て相當の金額を豫納せんことを命ずることを得。(第四百二十八條第二項)。

第四百六十五條 舉證者の申告する所に依れば相手方の占有中又は官公署若は公證人の保管中に係
る物を觀察することを必要とするときは、相手方の物の呈示及び引渡の拒絶其の意圖を以てせるか

若は相手方の促したる物の轉匿若は毀損又は此の點についての證言の拒絶が如何なる影響を及ぼ
すやの判斷を判事に一任するの標準を以て第三百九十七條及び第三百九十九條乃至第四百三條の
規定を適用するを要するも、此の場合には判事は一切の事情を細心に評價することを必要とす。

第四百六十六條 證據調の際に於ける決定及び命令に對しては、獨立して上訴を爲すことを得ず。鑑
定人の立會を求むる申立を棄却する決定についても亦適用す。

檢證の結果は辯論調書に錄取することを必要とするも、檢證が辯論期日外に於て行はるゝ場合に
あつては、特別の調書に、特に檢證の直後に錄取すべし。

調書には當事者双方の氏名及び其の何れが檢證に立會ひたりしや、並に檢證に際し若は調書に對
して當事者が如何なる異議を申立てたるやを記載すべし。

第七節 當事者双方の訊問に依る證據

第四百六十七條 裁判にとつて重要な係争事實に關する證明は、當事者本人を訊問することに依つ
ても之を爲すことを得。

此の舉證は裁判所が當事者の申出でたる證據に依つても、はたまた裁判所が職權を以て命じたる
證據調に依つても裁判にとつて重要な事實の眞否(第三百六十八條)に關して心證を得る能はざる
とき、又は係争事實に關する他の證據の全然存在せざるときに限り、申立に依り又は職權を以て之を

命ずることを得。

第四百六十八條 第四百六十六條及び第四百三十二條第一項に依り證人として訊問せしめ又は宣誓せしむることを得ざる當事者は、證據調の爲に訊問することを得ず。

第四百六十九條 訴訟が法令の特別の保護の下に在る者の法定代理人に依つて施行せらるゝ場合に於ては、此の法定代理人を訊問し又は第四百六十八條に依り爲し得る以上は法定代理人に依つて代理せらるゝ者を訊問し、又は此の兩者を命ずるは裁判所に一任せらるゝ所とす。

破産財團が訴訟當事者なるときは、裁判所は破産財團の管理人又は破産債務者又は其の兩者の訊問を命ずることを得。

合名會社の訴訟に於ては全社員、合資會社の訴訟に於ては全無限責任社員、訴訟が他の會社組合、團、地方團體又は其の他の自然人に屬せざる權利主體に依つて訴訟の施行せらるゝ場合に於ては、訊問に關しては其の法定代理人を當事者と看做すべし。

前二項の事由に因り又は當事者の一方の側に共同訴訟人を存するの故を以て數人の者を訊問することを得べきときは、是等の者の全員を訊問すべきや、但はまた其の何人を訊問すべきやは、裁判所に於て之を定むることを要す。

第四百七十條 係争事實を證明するの義務を負ふ當事者が係争事實につき全然知識を有せざるものなることの心證を得たる時、又は第四百六十八條の規定上此の當事者の訊問を許すべからざると

きは、裁判所はあらゆる事情を細心に評價して當事者本人の訊問に依る證據調を全然止むることを必要とするや否やを判斷することを要す。

第四百七十一條 當事者本人の訊問に依る舉證は決定を以て之を命ずるものとし、此の決定に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。此の舉證は、訊問に依つて其の證據の成立を見るべき事實に關し、裁判所が訊問すべき當事者に向つて適當なる問を發することに依つて之を爲す。當事者本人の此の訊問には第四百三十六條乃至第四百三十九條の規定を準用すべし。

前項の發問は判決裁判所の面前に於て爲すことを要す。訊問せらるべき當事者が自身に出頭せざるときは、訊問の行はるべき事實を通知して是が呼出を命ずべし。受託判事に依る此の證據の取調に當事者自身の出頭に止むことを得ざる差支の妨あるとき、又はかくの如き證據の取調が不權衡なる費用を惹起するの虞あるとき、あらざれば之を許さず。

受命判事の面前に於ける當事者本人の訊問を許さず。

第四百七十二條 當事者は最初宣誓せしめずして訊問すべし。次いで宣誓を爲さしめて訊問を爲すことを得。

無宣誓の訊問の場合にあつては原則として證すべき事實に關して當事者双方を問ふべし。無宣誓の訊問に先だち裁判所は場合に依つては供述に關して宣誓を徵することあるべきが故に、無宣誓の訊問の場合にあつても眞實を語るべきを當事者双方に注意することを要す。

第四百七十三條 證すべき事實の眞否につき裁判所が心證を得る爲には無宣誓の訊問にては不充分なるときは、裁判所は宣誓訊問を命ずることを得。

宣誓供述は同一の事實に關しては當事者双方中の一方に對してのみ命ずることを得。此の場合には裁判所は案件の特殊なる性質を斟酌して當事者が宣誓を爲したる上にて宣誓を反覆せんことを請求することを得べく、又は裁判所は當事者本人が無宣誓にて爲したる供述中若干の主張を取上げて當事者は宣誓の上更に之を反覆するを要するものとすることを得べく、又は前に爲したる供述中の一定の事實に關する事情を當事者が宣誓に依つて確むべき文句を指定することを得。

當事者が宣誓の下に爲したる供述は其の虚偽なる場合に於ては、刑法典が裁判所に於て宣誓の上爲したる虚偽の證言につき規定したる刑法上の結果を伴ふ。當事者には其の宣誓訊問に先だち眞實を開示するの義務、宣誓の神聖なること及び意義並に虚偽の宣誓供述の刑法上の結果につき注意を促すべし。此の注意は調書に於て之を確認すべし。

第四百七十四條 裁判所はあらゆる事情を細心に評價して既に無宣誓にて問はれたる當事者中の何れを係争事實に關して宣誓の上訊問すべきやを決定するを要するものとし、此の場合には當事者の何れの供述により多くの信憑性を認むべきやを斟酌すべし。

第四百七十五條 訊問すべき當事者に熟考の期間を與ふることが相當なりと認めたるときは、裁判所は當事者の一方に宣誓せしめたる上にて問ふ目的を以て辯論を延期することを得。

第四百七十六條 本節に於て別段の規定を爲さざる以上は、當事者本人の訊問に依る舉證にも證人に依る舉證に關する規定を適用す。然れども當事者は第四百七十七條第二號に掲げたる事由に因り證言の拒絶を辯解することを得ず。

第四百七十七條 依る訊問の爲に命じたる期日に際し當事者の一方が出頭せざることに依り、又は出頭したる當事者の一方が證言を拒絶することに依つて出頭したる相手方の訊問を妨ぐるることなし。

舉證の爲宣誓せしむることなくして、又は宣誓せしめて訊問せんとする當事者を裁判所に出頭せしめ又は證言を強制せんが爲に、強制處分を施用することを許さず。

第四百七十七條 當事者が充分なる事由あるにあらずして證言又は各個の問に對する答を拒みたるとき、無宣誓訊問又は宣誓訊問の爲に呼出したる當事者が出頭せざるとき、又は當事者の一方の宣誓供述が其の無宣誓訊問の際爲したる陳述と重要な點に於て異れるときは、裁判所はあらゆる事情を細心に評價して判斷を爲すことを必要とす。

第四百七十八條 舉證の目的を以て訊問の爲呼出されたる當事者は第四百四十二條に依る手数料を請求するの權を有せざるも、當事者は訴訟費用の一部として其の費用及び時間の徒費の賠償を請求するの權を有す(第四百四十四條)。

第四百六十八條乃至第四百七十七條の規定は證書、檢證物若は報告物の提出に關して命ぜられた

る當事者の一方の訊問及び宣誓聴取 *eidliche Abhörung* にも準用す。
第四百七十九條 訴訟當事者の一方が訴訟の経過中に、自己は證すべき事情を訴訟に於て宣誓の上確言するの意あるも、其の訊問に先だちて死亡すべきこと、又は聴取若は宣誓に不能となるべきを陳述したるときは、裁判所は第三百六十八條に従つて此の陳述を評價することを要す。

第八節 證據保全

第四百八十條 證據方法が滅失するか又は是が利用の困難となるに至る虞あるときは、訴訟の何れの状態に在るを問はず、また其の開始以前にあつても證據を保全する爲に檢證又は證人及び鑑定人の訊問を申立つることを得。

相手方に於て當然擔保を爲すべき筈の物又は仕事の瑕疵を認定するの必要あるときは、前項の條件を存することなきも尙ほ證據調を申立つることを得。取得者が讓渡者に瑕疵を通知したるとき、又は物の瑕疵の故を以て是が引取を拒みたるときは、讓渡者も亦かくの如き證據調を申立つることを得。或る仕事の請負人は注文者が瑕疵を通知し又は瑕疵の故を以て仕事の引取を拒みたる場合には、亦此の申立を爲すの權を有す。

此の申立は受訴裁判所に之を爲すべく、然れども急迫なる場合に於ては並に訴訟が尙ほ未だ繫屬せざるときは檢證すべき物又は鑑定證據の基礎を成すを要する物又は訊問すべき人の所在地を管轄する區裁判所に提出すべし。此の申立は裁判所の調書を以ても之を提出することを得。

第四百八十一條 申立には當事者、證據調の行はるべき事實、並に證人及び鑑定人を指名して證據方法を開示することを要す。證據が滅失し若は其の利用を困難ならしめらるゝに至るの虞を辯護する事由は、申立を爲す當事者に於て之を説明すべし。

當事者は更に案件の状況上相手方を表示すること不可能なることが、説明したる事情よりして明白となる場合の外は、相手方をも擧ぐることを要す。

第四百八十二條 申立に關しては豫め口頭辯論を経ることなく決定を以て裁判すべし。然れども遲滯するに於ても危険なき場合に申立人の相手方が知れ居りて且其の承諾が未だ證明せられざるときは、裁判に先だちて申立人の相手方を訊問すべし。訊問を爲す當事者には裁判に先だちて證據の保全を必要ならしむる事情を説明せんことを命ずることを得。

合議裁判所にあつては訴訟事件の配當を受けたる部の部長が單獨判事として是が裁判を爲すの權を有す。

申立を容るゝ決定中に於ては、判事は證據調の行はるべき事實並に證據方法を表示し、證人を舉示し、鑑定人を選任することを要す。同じ決定を以て證據調に必要な處置を爲すべし。不明なる相手方の權利を保護する爲に裁判所は證據調に際しかくの如き相手方の爲に財産管理人を選任することを得。

申立を容るゝ決定に對しては上訴を以て不服を申立つるを得ず。

第四百八十三條 相手方は決定を送達して、及び申立に關して従前其の審訊せらるゝことなかりし場合にあつては、申立を爲す當事者の提出したる書面の一通又は其の申立に關して作りたる調書の謄本をも送達して證據調の爲に指定したる期日に之を呼出すべし。

然れども急迫の場合には、知れたる相手方に決定を送達するに先だち證據調を開始するを許すことを得。是が許可は申立に依り證據調を許されんことを求むる申立に關する裁判と同時に之を與ふることを得。此の申立を許す決定又は之を却下する決定に對しては上訴を爲すことを得ず。

第四百八十四條 證據調は本章第二節、第四節、第五節及び第六節の規定に從つて行ふ。

證據調に關する調書は證據調を命じたる裁判所に之を保管す。訴訟が他の裁判所に繫屬せるとき、又は繫屬すべきときは、受訴裁判所の囑託に依り若は當事者の一方の申立に依つて調書を受訴裁判所に送付すべし。

證據調の費用は申立を爲す當事者に於て支辨するものとし、此の當事者は相手方に對しても證據調に出席するにつき必要なる費用を賠償することを要す。訴訟費用の一部として訴訟の成行に從つて此の費用の賠償を求むる此の當事者の請求權は本條の規定に依つて妨げらるゝことなし。

第四百八十五條 各當事者は訴訟の經過に於て證據を保全する爲に爲したる證據調を利用することを得。

此の證據調が訴訟の進行中に爲す證據調につき適用ある規定に從つて行はれざりし旨の異議又は申立人の相手方が證據調につき全然通知を受けざるか若は適時に通知を受けざりし旨の異議に如何なる作用を認むべきやは、判決裁判所が第三百六十八條に從つて評價することを要す。訴訟の經過中に證據調の補完若は反覆を命ずることを得。

第二章 判決及び決定

第一節 判決

終局判決

第四百八十六條 辯論を施行し證據調を行ひたる結果上訴訟が裁判を爲すに熟するときは、裁判所は判決を以て此の裁判を言渡すを要す(終局判決)。

同時に辯論を爲すの目的を以て併合したる數個の訴訟の中一のみが裁判を爲すに熟する場合にあつても亦前項に同じ。

一分判決

第四百八十七條 原告の請求の一分又は同一の訴に於て爲したる數個の請求中の若干が明示的の認諾又は其の他に依つて終局裁判を爲すに熟したるときは、裁判所は此の請求の一分若は是等の請求

の一分に關して直に辯論を閉ぢて判決を言渡すことを得(一分判決)。反訴を提起したる場合に於て訴若は反訴の請求のみが裁判を爲すに熟したる場合に於ても、一分判決を言渡すことを得。

被告が相殺の目的を以て抗辯の方法に依つて訴求せられたる債權と權利上の關係を有せざる反債權 *Gegenforderung* を主張したる場合に於て訴の請求に關する辯論のみが裁判を爲すに熟するときは、訴の請求に關して一分判決を爲すことを得。被告の起したる反對債權に關する辯論は中斷なく續行すべきものとし、裁判所が相殺の爲にする此の反對債權の主張を許すべからざるものと認めたるときは、終局判決を以て此の請求の却下を言渡すべし。然れども裁判所が反對債權の全部若は一分を理由ありと認めたるときは、一分判決を以て原告に歸したる債權の全部若は一分は相殺に依つて辨濟せらるゝ旨を言渡すことを必要とす。

第四百八十八條 各一分判決は上訴及び強制執行に關しては獨立したる判決と看做すべし。

第五百五十四條第二項の規定は、一分判決を以て判決せられたる請求若は一分請求の附帶的手數料 *Nebengebühr* に關しても之を適用す。

中間判決

第四百八十九條 訴訟に於て請求が原因及び數額上争あり、辯論が先づ原因に關してのみ裁判を爲すに熟するときは、裁判所は豫め請求の原因に關して判決を以て裁判を爲すことを得(中間判決)。

其の外權利關係若は權利の成立若は不成立の問題に關する辯論が裁判を爲すに熟するときは、第三百五十一條及び第三百五十四條の場合に於て本案の裁判に先行する中間判決を以て、權利關係若は權利の成立若は不成立に關して裁判を爲すことを得。

前二項の意味に於て爲したる判決は、上訴に關しては終局判決と看做すべし。第一項に依り爲したる中間判決に對し控訴又は上告を爲すときは、訴に關する爾後の辯論は中間判決の確定するまで阻止せらるゝものとす。他の場合に於てはすべて中間判決に對して控訴又は上告を爲したるにも拘らず、本案の辯論は其の進行を繼續す。然れども此の中間判決に依つて本案に於ける裁判にとつて重要な權利關係若は權利が成立せざる旨の言渡ありたるときは、此の中間判決の確定するまで訴に關する爾後の辯論の停止 *Aussetzung* を命ずることを得。此の命令に對しては上訴を以てして不服を申立つることを得ず。

費用に關しては第五百五十四條第二項の規定を準用することを必要とす。

拋棄に基く判決

第四百九十條 原告が最初の期日に際し又は口頭争訟辯論の際其の請求を拋棄したるときは、被告の申立に依り拋棄に基きて判決を以て訴の請求を棄却すべし。

拋棄が請求の一分又は訴を以て主張したる一個若は數個の請求のみに關するときは、申立に依り拋棄に基きて一分判決を言渡すことを得。

第四百九十一條 被告が最初の期日に際し又は口頭争訟辯論の際自己に對して主張せられたる請求の全部若は一分を認諾したるときは、原告の申立に依り判決を以て認諾に従つて裁判すべし。

懈怠又は不作爲に因る判決

第四百九十二條 原告又は被告が最初の口頭辯論に際し闕席したるときは、出席したる當事者の訴訟物に關する事實上の主張が既に裁判所に存する證據に依つて又は裁判所に周知の事實第三百六十五條に依つて辯駁せられざる以上は、此の主張を眞實なりと認め、出頭したる當事者の申立に依り此の基礎に基きて闕席判決を以て訴の請求に關して裁判を爲すべし。

第四百九十三條 闕席したる當事者の書面には斟酌すべからず。

闕席判決は拋棄若は認諾に關する判決と同様最初の期日に於て之を開くことを命ぜられたる事に於て之を言渡すべし。

第四百九十四條 被告が適時に答辯書を提出せざりしときは、原告は第四百九十二條の規定に依り不作爲を原因として本案に關する判決の言渡を申立つることを得。部長は此の點につき辯論の命令なきも八日以内に單獨判事として判決す。

然れども被告が最初の期日に無訴權、管轄違、訴訟繫屬又は訴訟事件確定裁判済の抗辯を提出したるときは、原告は此の抗辯に關して辯論の分離の命ぜられたる場合にあつても第三百五十五條、此の

抗辯の確定的に棄却されたる後不作爲に因る本案に關する判決の言渡を申立つることを得。此の抗辯に關して辯論の分離の命ぜられざりしときは、原告は先づ口頭争訟辯論の命令のみを申立つることを得。此の場合に於ては口頭争訟辯論を提出せられたる抗辯に制限すべし。此の抗辯が棄却せられたるときは、直に原告の提出したる別個の申立に依り不作爲に因る判決を言渡すべし。第四百九十二條。

被告が命ぜられたる期日に出頭することは、不作爲を原因とする判決の言渡を妨げず。被告の本案に關する口頭の提供には判決の言渡に際し斟酌を爲すべからず。

原告が其の申立に依つて最初の期日に提供したる抗辯に關する辯論の爲に指定したる期日に闕席するときは、手續の休止の結果を伴ひ、被告は不作爲を原因とする判決の言渡を申立つることを得ず。また本案に關する辯論の爲の期日の伸長を申立つることを得ず。

第四百九十五條 答辯書が適時に提出せられたる後口頭争訟辯論期日が指定せられ、而して當事者の一方が此の期日又は後の期日を懈怠したるときは、出席したる當事者は此の期日に際し判決の言渡を申立つることを得。判決を言渡すに當つては當事者の提出したる書面の内容又は其の従前の陳述及び事實に關する開示と矛盾する當事者の新しき事實上の提供は、それが期日前に準備書面に依つて相手方に通知せられたりし程度に於てのみ斟酌すべし。之に反し判決を言渡すに當つては獨り前に行はれたる證據調の結果のみに止まらず、現在は闕席せるも當事者の従前の陳述並に事實に

關する開示が提出せられたる準備書面調書及び其の附録に依つて錄取せられたるか、又は前の期日に際して命じたる證據調の目的物を成す以上は、現在は闕席せる當事者の従前の陳述及び事實に關する開示をも斟酌すべし(第四百九十七條第二項)。

當事者の一方が期日を懈怠せることを理由として本案に於て判決を言渡さんことを求むる申立が無訴權管轄違訴訟繫屬又は確定裁判済の抗辯に關する分離したる辯論の繫屬せる時期に提出せられたるときは、此の抗辯の棄却の確定したる後に至つて初めて判決の言渡を爲すことを得。

第四百九十六條 第四百九十二乃至第四百九十五條の規定は、當事者の一方が舉止の不當なる故を以て法廷より退斥せられたる場合に於ても之を適用すべし。

第四百九十七條 當事者の一方が期日を懈怠せるの事情は、職權を以て遵守すべき規定を遵守するの裁判所の義務を解除せず、また職權を以て斟酌すべき事情に關して必要とする證明を提供する相手方の義務をも免れしめず。

當事者の一方の闕席は判決裁判所に於ける證據の取調並に判決裁判所に於て爲したる證據調の結果の演述を妨げず。

第四百九十八條 左の各號の一に該當する場合には當事者の一方が期日を懈怠せるの故を以て、又は當事者の一方の不作爲の故を以て判決を言渡さんことを求むる申立を棄却すべし。

(1) 出頭したる當事者を適法に期日に呼出したることの證明を缺けるとき。然れども判事は

出頭したる當事者の申立に依り指定すべき期日まで判決の言渡を延期して辯論を閉づることを得。此の期間内に到達したる送達に由り又は其の爲したる取調に由つて闕席したる當事者が適時に呼出を受け、従つて此の當事者は期日に出頭することを得べかりしものなることと判明したるときは、送達の到達したる日より八日内又は送達に關する取調の終結したる日より八日内に懈怠の故を以て判決を言渡すべし。

(2) 出頭せざる當事者が天災若は其の他の避くべからざる事故に依つて出頭を妨げられたるものなることが裁判所に顯著なるとき。

(3) 出頭したる當事者が職權を以て斟酌すべき事情に關して裁判所の要求したる證明を期日に提供すること能はざるとき。

期日の懈怠又は不作爲の故を以て共同訴訟人に對して判決を言渡されんことを求むる申立は共同訴訟人の一人に關してのみ適法なる呼出の證明を缺きたる場合、又は本條第二號に列舉したる差支の一方が共同訴訟人の一人についてのみ存する場合にあつても、第百十五條に依り判斷すべき共同訴訟關係の存在する場合には之を却下すべし。

當事者の一方の期日の懈怠若は不作爲に因り判決を言渡されんことを求むる申立を許さるゝ場合には職權を以て事情に相當する時期に期日を延期し、闕席したる當事者を再び新期日に呼出すべし。

第四百九十九條 當事者の一方が期日を懈怠せるの故を以て又は當事者の一方の不作爲の故を以て判決を言渡されんことを求むる申立が決定を以て却下せられたるも、此の決定が抗告に依つて取消されたるときは、新期日を指定することなくして判決を言渡すことを得。

判決の内容

第五百條 本案に於て言渡したる判決は、是等の申立の各個につき従前既に裁判せられたるにあらざるか又は是等の申立が分離したる解決に留保せらるるにあらざる以上は、本案及び附帶の請求に關する一切の申立を完結することを要す。

同一當事者間に於ける數個の訴訟が第二百五十一條に依り共同の辯論の爲併合せられ、此の併合が辯論の終結するまで存続するときは、之に關し同一の判決を以て裁判すべし。

第五百一條 裁判所は當事者の一方に其の請求せる何ものかを歸するの權を有せず。本條の規定は特に果實利息及び其の他の附帶的請求について之を適用す。

第五百二條 判決起案の當時既に辨濟期の到來せるにあらざる以上は、給付の言渡を爲すことを得ず。然れども扶養の請求の場合にあつては、判決の言渡後に至つて初めて辨濟期に到達する給付をも言渡すことを得。

第五百三條 殺人傷害若は監禁の故を以て年金の支拂を言渡す場合にあつては、將來の支拂の擔保を必要とすること明白なりと認めらるるときは、原告の申立に依り判決中に於て敗訴者に將來の支拂

に對する擔保を命ずることを得。

前項の命令についての權利者が訴訟に於て擔保を請求せざりし場合にあつても、其の後に至つて義務者の財産關係が著しく惡化したるときは、後に至つて訴を以て擔保を請求することを得。

前項と同一の條件の下に判決に依つて確定したる擔保の引上を訴を以て請求することを得。

第五百四條 裁判所が敗訴したる當事者は明白に恣意に因つて訴を起したるものなりと認めたるときは、相手方の申立に依り此の當事者に對して事情に相當する賠償額の給付を言渡すことを得。

前項の申立に關する辯論に依つて本案に於ける裁判の進行を妨ぐることをなし。

賠償額を算定するに當つては第三百六十九條の規定を適用すべし。

第五百五條 判決に於て給付を命じたるときは、同時に此の給付についての期間をも指定すべし。此の期間は本法に別段の規定を存するにあらざる以上は、十五日とす。

判決に依つて或る仕事又は或る法律行爲を爲すことを命ずる場合にあつては、裁判所は義務者の個人的關係を斟酌して義務の履行の爲に相當の期間を定むるを要す。此の場合には特に義務者が此の行爲若は此の取引に依つて播種收穫若は葡萄摘取等の仕事を適時に爲すことを妨げざるにも注意を拂ふべし。

前項の期間は判決に對し上訴の提起なき以上は敗訴の當事者に對する判決の送達の日を以て始まるものとし、第五百十三條及び第五百四十六條の場合にあつては判決の言渡の日を以て始ま

る。

上訴の提起ありたる場合に於ては此の期間は判決の確定の翌日を以て始まる。第五百六條 判決を以て金額にあらざる訴訟物を當事者に歸する場合に於ては同時に判決中に於て被告は原告が訴中に於て又は辯論中に此の物の代りに受取ることを諾する旨を表示したる金額を支拂ふことに依つて此の物の給付を免るゝことを得ることを宣言すべし。

第五百七條 上訴を以てしてもはや不服を申立つることを得べからざる判決は判決中に於て訴若は反訴に依つて主張せられたる請求又は訴訟の進行中に争となりたる権利關係若は權利にして第三百三十一條若は第三百五十四條に依り成立若は不成立の確認の請求せられたるものに關して裁判せらるゝ程度に於て確定す。被告が相殺の爲に主張したる反對債權の成立若は不成立に關する裁判は相殺せらるべき金額の限度に於てのみ確定す。

判決の確定は常に職權を以て斟酌すべし。第五百八條 判決は其の基礎となる口頭辯論に臨席したる判事に非ざれば之を言渡すことを得ず。判決の起案に先だちて部長若は其の他の部員が更迭するの止むを得ざるに至りたるときは、訴狀

答辯書辯論調書及び記録に載せたる證據を利用して變動したる部の面前に於て改めて口頭辯論を

施行すべし。

第五百九條 判事の評議及び表決は公開せず。複雑なる場合に於ては部長は此の評議の爲に報告委員一人を指名することを得。

第五百十條 判決は口頭辯論に基きて下すべく、其の可能なる場合には口頭辯論の終結後に之を言渡すべし。判決と同時に理由をも言渡すべし。判決は當事者の不在の場合にあつても之を言渡すべし。判決の判決主文 Urteilspruch(第五百十四條第三號を包含する部分は、言渡に先だちて之を起草し、之に署名すべし。第五百十五條の場合に於ける訴訟費用に關する判決については此の規定を適用せず。

第四百九十二條の意味に於ての期日の懈怠を理由とする判決については判決は提出せられたる申立に基きて下したるものなる旨の通知を以て言渡に代ふることを得。

判決が既に完全なる書面に認められて存在するときは、部は言渡に際し判決主文と裁判理由の要領を通知するに限定することを得。

前項の場合にあつては判決の言渡に際し、費用の計算は判決の正本に留保せる旨を通知することを得。費用の確定は部員の一人にも委任することを得。

言渡したる判決は正本に於て完全なる理由と共に當事者双方に送達すべし。第五百十一條 口頭辯論の終結後直に判決を下すこと能はざるとき特に第二百五十七條第三項に依

り證據調の完結するに先だちて辯論が終結したるときは、口頭辯論の終結後八日以内、第二百五十七條第三項の場合に於ては請求せられたる記録若は證據調に關する記録の送達後八日以内に判決を下すべし。此の場合に於ては口頭を以てする判決の言渡を行はず。

第五百十二條 判決は送達の日を以て始めて當時者双方に對して效力を生ず。然れども裁判所は裁判の言渡ありたる時、又は第五百十一條の場合に於ては草案の儘正本としての作成の爲裁判所書記課に交付すると同時に、其の裁判に羈束せらるゝものとす。

第五百十三條 拋棄若は認諾に基き當事者双方出席の上にて言渡したる判決は、當事者双方に對しては其の言渡を以て效力を生じ、明示的に送達を請求したる當事者にのみ之を送達すべし。原告の請求を完全に容れたる期日懈怠の廉を以てする判決は、原告に關しては其の言渡(第五百十條第一項及び第二項)と同時に效力を生じ、其の請求ありたる場合に限り原告の爲に是が正本を付與すべし。

判決の正本

第五百十四條 判決は正本に於ては左の諸件を掲ぐることを要す。

(1) 「判決」たる旨の表示及び裁判所並に裁判に關與したる判事の記載。商事若は鑛業に關する訴訟に於て裁判權を行使する地方裁判所が判決を爲したるときは、裁判所の表示に此の特別裁判權を表示する文句を附加すべし。

(2) 當事者の氏名職業及び住所並に其の當事者としての地位並に其の法定代理人及び訴訟代

理人の表示並に訴訟物の簡單なる記載。

(3) 判決主文。

(4) 理由。

判決主文並に判決理由は行を更めて記することを必要とす。理由中に於ては當事者双方が本案に於て提出したる申立を説明して請求又は裁判せらるべき權利關係の基礎となる事實並に裁判所に於て認證ありたるものと看做さるゝ事實にして裁判所の裁判の基礎となるものを列擧すべし。裁判所は適當なりと認めたるときは、口頭辯論に依つて明白となりたる事實關係をば理由とは別に簡單に説明することを得(判決事實 Urteilsbestand)。

第二百四十三條、第二百四十五條第三項、第三百七十一條第二項及び第三百七十四條第二項に基きて裁判所が認めざるものと宣言したる當事者双方の提供、並に其の取調の爲に指定せられたる期間を徒過したるの故を以て認許せられざりし證據も亦、判決事實中に於て列擧すべし。

第五百十五條 期日の懈怠若は不作爲の廉を以てする判決並に請求の拋棄若は認諾に基く判決は訴狀の正本若は略式の標記を使用して作成することを得。此の判決の標記に關する細則は司法大臣の命令を以て之を定む。

第五百十六條 裁判所の記録の爲に作りたる判決書 schriftliche Abfassung des Urtheiles (判決の原本)には、部長若は單獨判事及び裁判所書記に於て署名すべし。

原告の申立に依り期日の懈怠若は不作爲の廉を以てする判決又は請求の抛棄若は認諾に基く判決を爲す場合には、裁判記録の許に留むることを必要とすべき判決案の代りに、訴狀上に判事に於て署名すべき判決に關する簡單なる標記を爲すことを得。此の標記に關する細則は司法大臣の命令を以て之を定む。

第五百十七條 判決の抄本は判決主文の外第五百十四條第一號及び第二號に記載したる事項をも掲ぐることを必要とす。判決の正本を當事者双方に送達するに先だちては判決の抄本及び謄本を付與することを得ず。

判決の更正

第五百十八條 判決若は其の正本に於ける書損及び誤算又は其の他の明白なる誤謬の更正は、此の判決を下したる裁判所に於て何時たりとも之を爲すことを得。判決の正本の更正は正本が判決と一致せざる場合に特に申立に依り又は職權を以て之を爲すことを要す。第五百十四條第三項の規定に反して遺脱せられたる事項も亦之を添付することを得。

裁判所は豫め口頭辯論を経ずして更正に關して裁判を爲すことを得。更正を求むる申立を棄却する決定に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

上級審の裁判所も更正を爲さんことを命ずることを得。

判決の補充

第五百十九條 判決中に於て裁判すべかりし筈の請求を見落したるとき又は判決中に於て訴訟費用の償還の請求に關して全然若は不完全にのみ判決せられたる場合に於ては、判決を以て補充を言渡すべし補充判決 *Ergänzungsurteil*。

補充を求むる申立は判決の送達後八日以内に受訴裁判所に之を爲すべし。此の期間の懈怠に關しては原狀回復を許さず。

裁判所は豫め口頭辯論を経たる上に於て此の申立に關して裁判を爲すものとし、此の口頭辯論は訴訟の未だ完結せざる部分に制限すべし。かくの如き申立の却下は決定を以て之を爲す。

第五百二十條 判決の補充に關する辯論は、更正若は補充すべき判決に對する上訴提起についての期間の進行に影響を及ぼすことなし。

第二節 決定

第五百二十一條 本法の規定上裁判所が判決を言渡すことを必要とせざるときは、決定を以て裁判を爲す。決定は其の内容上裁判 *Entscheidung*、命令 *Anordnung*、若は處分 *Verfügung* たることを得。

決定が獨り訴訟の指揮のみに關するにあらざる以上は、裁判所は其の決定第五百十二條に羈束せらるゝものとす。

第五百十八條の規定は之を裁判所の決定にも準用すべし。

第五百二十二條辯論若は證據調中に爲したる決定は、すべて部長乃至は受命判事若は受託判事に於て之を言渡すべし。

此の決定は當事者が決定に對して上訴を爲すの權又は即時に強制執行を爲すの權を有する場合に限り、言渡に臨席したる當事者に之を送達すべし。

決定を言渡すに際し居合はさゞりし當事者に對しては獨り前項の場合にのみ止まらず、手續の指揮を必要とする場合に於ても正本を送達すべし。

正本の送達を爲すことを必要とせざる場合に於ては、決定の口頭を以てする言渡は送達と同一の效力を有す。

第五百二十三條 期日外に爲したる決定は、正本を送達することに依つて當事者双方に通知すべし。

豫め相手方を訊問することなくして、當事者の一方の申立を却下する決定は、申立人の申請ありたる場合に限り、之を相手方に送達すべし。

第五百二十四條 相矛盾する數個の申立に關する決定及び申立を却下する決定には理由を附することを必要とす。

理由中には裁判せらるべき申立と、其の決定を理解する上に必要にして且同時に送達せられたる書面又は調書の謄本よりして推知すべからざるときは、事實關係を引證すべし。

第五百二十五條 部が決定を爲したるときは、其の原本には部長及び裁判所書記に於て、其の場合

にあつては此の決定を爲したる判事に於て署名することを必要とす。

決定の正本には第五百十四條第一號及び第二號中に記載したる事項をも掲ぐることを要す。

第五百二十六條 第五百十六條第一項及び第五百十七條乃至第五百二十條の規定は、正本及び抄本の付與並に決定の更正及び補充についても之を適用す。

第四部 區裁判所に於ける手續

第五百二十七條 區裁判所に於ける手續には別段の規定を存せざる以上は、第一審の合議裁判所に於ける手續に關する規定を適用す。

本法第三部の規定に依つて部若は部長に屬する權限及び義務は、區裁判所に於ける手續に於ては、單獨判事に於て之を執行すべし。

第五百二十八條 判事は法律に通曉せず、また辯護士に依つて代理せらるゝこともなき當事者に、必要の場合には其の訴訟行爲を爲すに必要な示導を與へ、其の行爲若は不作爲に伴ふ法律的结果についで當事者を教示すべし。

特に判事は裁判を言渡すに當つては、上訴を以て此の裁判に對し不服を申立つることを得べき期間並に上訴を提起するにつき辯護士を訴訟代理人に選任すべき旨の法律の規定に注意を促すこと

を必要とす。

第五百二十九條 或る裁判所に訴を提起せんことを意圖する者は、之を提起するに先だちて相手方の住所の地の區裁判所に和解の試みの爲に此の裁判所への呼出を申立つるの權を有す。

數個の區裁判所を存する地に於ては此の目的の爲、一つの訴に於て訴へらるゝことを得べく且此の地に其の住所を有するすべての者を、是等の者の一人につき管轄權を有する此の地の區裁判所に呼出すことを得。

かくの如き申立に關する裁判に對しては、上訴を爲すことを得ず。

第五百三十條 訴並に口頭辯論外に於て爲すべき一切の申請、申立及び通知は當事者が辯護士に依つて代理せられざる場合にあつては、裁判所の調書を以て提出することを得。

訴訟委任の解約申入は各當事者に於て調書を以て之を爲すことを得。

第五百三十一條 書面を以て起したる訴が判事の見解上何れかの點に於て補充若は解明を必要とするか、又は判事が手續の開始に對して懸念を挿むときは、原告が辯護士に依つて代理せられざる以上は判事は訴に關する決定を爲すに先だち原告に訴の補充及び更正に必要な示導を與ふることを必要とす。

無訴權管轄違原告若は被告の當事者能力若は訴訟能力の欠缺又は訴を起す個人的權能の欠缺の故を以て口頭を以て調書に録取して起したる訴が不適法と認めらるゝときは、此の點につき原告に

口頭を以て、又は原告の請求ありたるときは書面を以て教示を爲すべし。訴が明白に理由なきときは、口頭を以て原告に教示すべし。然れども原告が教示を受けたるにも拘らず調書の録取を固執したるときは、訴狀の録取を拒むことを得ず。

第五百三十二條 訴に關する口頭辯論の期日は急迫の場合、特に占有妨害の場合にあつては訴が裁判所に提起せられたると同一の日に指定することを得。

第五百三十三條 原告は訴に關して爲す決定の正本並に口頭辯論への督促狀を送達することに依つて呼出し、辯論中に檢證すべき物件及び訴訟に關係ある未だ原本に於て裁判所に存せざる證書を期日に携行すべし。呼出狀中に於ては法令は期日の懈怠に如何なる不利益を伴はしむるやを原告に通知すべし。

第五百三十四條 被告の呼出は訴に關して爲したる決定の正本に同時に訴狀の一通又は訴に關して作りたる調書の謄本一通を添付して送達することに依つて之を爲す。調書面に於て訴狀を補充し更正する場合にあつては、被告に此の調書の謄本をも送達すべし。同時に被告に訴訟に關する檢證物及び證書を携行すべき旨、及び相手方の占有中又は官公署若は公證人の保管中なる證書及び檢證物の提出に關し、並に證人の裁判所への呼出に關しては、口頭辯論につき指定したる期日に先だちて申立を提出すべき旨を催告すべし。呼出狀中に於ては法令は期日の懈怠に如何なる不利益を伴はしむるやを被告に通知すべし。

第五百三十五條 指定されたる期日には當事者は呼出を受けずとも相手方と共に裁判所に出頭して訴訟を繫屬せしめ、此の點について辯論を爲すことを得るものとし、此の期日は豫め之を確定して裁判所の掲示板に掲示し並に其の土地に於て普通に行はるゝ方法に於て當該裁判所の管轄区域内のすべての市町村に公告すべし。

前項の場合に於ては訴の請求は之を辯論調書に録取すべし。

第五百三十六條 區裁判所の手續に於ては原則として既に争訟辯論を爲す爲の最初の期日を定むべし。然れども第三百三十四條に記載したる訴訟行爲を爲す爲に、別に最初の期日を開くべき旨を命ずることを得。

本法第三部に掲げたる準備書面を以て訴狀に對する答辯書を提出すべき被告の義務に關する規定並に受命判事の面前に於ける準備手續に關する規定は、區裁判所に於ける手續には適用せず。

然れども第三百四十條第一號に記載したる種類の訴訟に於ては裁判所は辯護士に依つて代理せらるゝ當事者に、裁判所を経由して準備書面を交換せんことを命ずることを得べく、又は口頭争訟辯論の準備の爲に裁判所の調書を以て當事者双方の訊問を爲すことを得。此の命に對しては上訴を爲すことを得ず。

口頭辯論は或るべくは訴に關して指定したる第一の期日に終局せしむべし。

判事は辯論に際し辯護士に依つて代理せらるゝ當事者以外の當事者には、第三百六十一條に依る中立及び陳述を辯論中みづから書面に確定せんことを命ずることを得ず。

第五百三十七條 被告は本案に關する辯論に應ずるに先だち、最初の期日に管轄違の抗辯を提出することを必要とす。最初の期日を開きたる後第三百三十四條、又は其の未だ指定せられざるときは被告の本案に應訴したる後は、第三百三十五條第二項の條件を存するにあらざれば裁判所の管轄違を斟酌することを得ず。

第五百三十八條 訴に基きて指定したる最初の期日に懈怠したる當事者、又は口頭争訟辯論の爲に指定したる最初の期日に懈怠したる被告に對しては第三百三十四條の意味に於ての最初の期日の開かれたる後は、申立に依り懈怠に基く判決を言渡すべし(第四百九十二條)。

原告が第三百三十四條の意味に於て開きたる最初の期日後口頭争訟辯論の爲に指定したる期日に闕席したるとき、又は當事者の一方が爾後の期日に闕席し判決の言渡(第四百九十五條)に際し出頭したる當事者の新しき事實に關する主張にして準備書面の内容若は其の従前の陳述並に事實に關する開示と相容れず且期日に先だつて準備書面に依つて相手方に通知もせられざりしものを斟酌するの必要あるときは、出頭したる當事者の申立に依り此の主張をば調書を以て確認し、此の調書の謄本を送達することに依つて改めて闕席したる當事者を争訟辯論に呼出すべし。此の當事者が新期日に再び闕席したるときは、もはや判決の言渡に際し調書を以て確定したる主張を斟酌するを妨

ぐることなし。

第五百三十九條 當事者双方の事實に關する主張並に證據の申出の調書への録取は、準備書面を存せざる以上は、第二百七十三條第一項、原則として、第二百七十四條に記載したる方法に於て爲すことを必要とす。

第五百四十條 一期日に口頭辯論を施行し、之を終局せしめたるときは、事實關係に關する當事者の主張を調書に録取することは必要ならずして、此の事實は判決事實(第五百十四條第二項中)に於て之を説明することを得。辯論調書には、第二百六十九條及び第二百七十一條に列擧したる事項のみを録取すべし。

前項の場合に於ては、判決事實の正本は辯論の終結後三日内に當事者双方の閱覽の爲之を裁判所書記課に供託することを要す。當事者双方は正本の供託の通知後三日内に事實に關する主張又は證據の申出についての判決事實の不實の記載に對して異議を申立つることを得。此の異議は簡潔なる書面(第二百七十五條第四項及び第五項)に依り、又は裁判所の調書を以て表示することを必要とす。

判事は前項の異議に基きて判決事實を更正することを得。

第五百四十一條 區裁判所が商事鑛業若は海事に於て裁判權を執行するに當つて判決を言渡したるときは、當事者双方の共同の申立ありたる場合又は辯論の終結前當事者の一方が請求し裁判所が適

切なりと認めたる場合には、此の事實を表明する追加文句を判決に記載すべし。

前項の追加文句の記載又は是が記載の拒絶に對しては上訴を以て不服を申立つることを得ず。

第五百四十二條 區裁判所は判決の正本中に、第五百五十九條第二項の場合を除外すれば、此の判決に對して上訴を提起し、並に上訴手續に入るには辯護士に依る代理を必要とする旨を特に指摘するを要す。

第五百四十三條 訴を以て請求したる金額又は訴訟物の價額が五百デイナールの額を超えざるとき

又は原告が訴を以て請求したる目的物の代りに五百デイナールを超えざる金額を受取らんと欲する旨を表示したるときは、第五百六條、第五百四十四條乃至第五百四十七條の特則を適用すべし。被告が辯論に應ずるに先だち異議を申立てざるときは、訴の中に表示せられたる訴訟物の價額は少額手續 *Besagellverfahren* を適用するにつき標準となるものとす。之に反して被告が適時に異議を申立てたるときは、第五十五條の精神に於て價額を確定すべし。

第五百四十四條 第三百三十四條第二項に記載したる抗辯につき辯論を分離して之を棄却せるときは、此の決定の言渡後直に本案についての辯論を開始すべし。此の抗辯についての裁判は本案についての裁判中に收め、當事者双方には特に正本を付與すべからず。

第五百四十五條 少額事件に於ては左の諸件のみを辯論調書に掲ぐべし。

- (1) 第二百六十九條及び第二百七十一條第一號に規定したる事項。
- (2) 立會ひたる当事者が立會ひたる訴訟代理人に與へたる訴訟委任に關する記載。訴の請求が第五百三十五條の意味に於て期日に提出せられたりし場合に於ては訴の請求。證人若しくは鑑定人は訊問の前若しくは後に宣誓したるや否や、又は其の宣誓が行はれざりしや否やの證據調の要領。無宣誓訊問前若しくは宣誓訊問前に當事者に成規の注意を促したる事情第四百七十二條及び第四百七十三條。

(3) 辯論の際下し且言渡したる判決並に上訴を許す判事の命令並に處分。

(4) 判決を言渡すに際し當事者双方が臨席したりしや否やの記載。

其の外開始したる辯論を一日に終局する能はざる場合に於ては、申立に依り又は職權を以て訴の基礎となる原告の主張に對する被告の明示的の異議を簡單に調書に記載すべし。

第五百四十六條 當事者双方の臨席の上にて言渡したる判決第五百十二條は、言渡と同時に當事者双方に對して效力を生ずるものとし、正本は之を請求したる當事者に對してのみ之を送達す。判決を言渡すに當つて當事者の一方のみ居合せたる時は、職權を以て各當事者に正本を送達すべし。判決を言渡すに當つては、判事は此の判決に對しては第五百七十一條に記載したる無効の事由を以てするにあらざれば控訴を提起することを得ざる旨を當事者双方に教示することを要す。判決

の正本にも同一の教示を掲ぐべし。

第五百四十七條 手續の經過中に訴の變更あり、之に依つて第五百四十七條に確定したる價額の限界を超ゆるに至りたるも、變更されたる訴についても區裁判所が依然事物の管轄を有するときは、區裁判所の手續につきて適用ある其の他の規定に従つて訴につき辯論及び裁判を爲すべし。

訴訟物の數額若しくは價額が區裁判所に於ける手續の進行中に訴の請求の減縮に依つて第五百四十三條に於て確定したる限度若しくは其の以内に減少したるときは、爾後の手續に於ては少額手續に従つて此の訴訟事件につき辯論及び裁判を爲すべし。

占有妨害の訴に關する手續についての特則

第五百四十八條 訴の請求が最後の占有状態の保護及び回復のみを目的とする物及び權利につき占有状態の妨害を理由とする訴に關する手續に於ては、第五百四十九條乃至第五百五十四條の特別規定を適用す。かくの如き訴は原告が妨害を知りたる後三十日以内に繫屬せしむべし。後に提起せられたる訴は判事に於て職權を以て之を棄却することを要す。

占有妨害の訴は其の占有妨害の訴たることを表示すべし。

第五百四十九條 期間及び期日を指定するに當つては常に解決の急迫なることに特に意を用ふべし。第五百五十條 訴を以て主張したる請求に基き民法の規定に依つて建造物、水事工作物若しくは其他の工事の築造若しくは取拂の禁止を命ずることを必要とするときは、判事は訴を處理するに當つて相手方

を訊問することなくして直に必要な處置を爲すことを要す。

第五百五十一條 辯論は最後の占有状態及び行はれたる妨害の事實の究明及び立證に限定すべきものとし、占有權、占有者の名義及び善意、惡意又は賠償請求權に關する一切の究明を除外すべし。

第四百六十七條及び以下に依る當事者本人の訊問に依る證據調を除外す。

第五百五十二條 判事は違法の加害の急迫なる危險を豫防し、暴行を阻止し又は回復すべからざる損害を排する爲に必要と認めらるるときは、辯論中に強制執行及び保全處分法中に於て認めたる假處分の一個若は數個を命ずることを得。相當なる擔保を提供するを以てかくの如き處分を命ずるの條件たらしむることを得。

第五百五十三條 裁判は辯論の終結後直に決定終局決定 (Endbeschluss) を以て爲すことを要するものとし、事實上の占有状態を假に規律し又は第五百五十條に依る場合に於ては民法に従つて假に禁止を命じ又は建造物の續行若は取拂の結果として生ずることあるべき損害の賠償に對する擔保の提供を假に命ずるに止むることを要す。占有權及び之に左右せらるる請求の爾後に於ける主張は本條の規定に依つて妨げらるることなし。決定の理由中には事實關係の簡潔なる説明をも掲ぐべし。終結決定に依つて命ぜらるる義務の履行についての期間は判事に於て各個の場合の狀況に従つて之を定むることを要す。

第五百五十四條 抗告を除外し、其の上訴は占有妨害の訴に關する手續に於てはすべて之を除外

欠

欠

に於て之を控訴人に通知することを要す。

然れども控訴裁判所は其の必要と認むるすべての場合を通じて口頭辯論を命ずることを得。

第五百八十七條 口頭控訴辯論に關する調書中には當事者双方の事實に關する提供並に證據の申出の内容が辯論の内容に關する第一審の訴訟記録の記載と異なる程度に於てのみ當事者双方の事實に關する提供及び證據の申出の内容を記載すべし。

控訴の裁判

第五百八十八條 控訴裁判所が辯論中に至つて初めて不服を申立てられたる判決又は第一審の手續が從來斟酌せらるゝことなかりし無効の原因を有するものなるの心證を得たるときは、裁判所は無効が當事者の何れよりも主張せられざりし場合に於つても明示若は默示の追認に依つて補正せらるゝ代理權の欠缺(第五百七十一條第五號)を存するにあらざる以上は、第五百七十一條及び第五百七十二條の意味に於て處置を爲すことを要す。

第五百八十九條 第五百六十五條第二號及び第三號に記載したる瑕疵が口頭辯論の際に至つて初めて認められたるときは、裁判所は第二號の場合に於ては無條件に、第三號の場合に於ては出席したる控訴人の相手方が控訴狀の更正を承諾することを拒みたるときに、控訴を却下することを必要とす。

第五百九十條 左の場合には辯論及び判決の言渡の爲事件を控訴裁判所より第一審の受訴裁判所に差戻すべきものとし、之に因つて無効を理由付くることなし。

(1) 裁判所が不服を申立てられたる終局判決に依つて本案の申立の全部を完全に解決することを爲さざりしとき。

(2) 第一審の手續に係争事件の遺漏なき究明及び根本的の判断を妨ぐる重大なる瑕疵を伴ふとき。

(3) 訴訟記録の内容上控訴裁判所が重要なものと認むる事實が第一審に於て全然究明せられざりしとき。

受訴裁判所に於ける手續は、第一號の場合に於ては裁判に依つて解決せられざりし請求及び申立に、第二號の場合に於ては第一審の手續及び判決の瑕疵を伴ふ部分に制限することを要す。

當事者双方の申立が一致したるとき又は裁判所の裁量上控訴の完結を急ぎ若し訴訟費用を節約する上に適當なりと認めたるときは、控訴裁判所は事件を第一審の裁判所に差戻す代りに、且必要の場合には第一審に於て爲したる辯論を補充したる上に、みづから本案の判決に依つて裁判を爲すことを得。

第五百九十一條、第五百八十八條、第五百八十九條及び第五百九十條の規定を適用せざる以上は、控訴裁判所は本案の判決に依つてみづから裁判を爲す。

此の判決は控訴の申立に従つて第二審に於ける究明及び判断を必要とする判決を以て認め若し認むることを拒みたる請求に關する一切の争點を包括することを必要とす。

第一審の判決は變更の申立ありたる程度に於てのみ之を變更することを得。

第五百九十二條 控訴裁判所は、第一審の訴訟記録中及び第一審の判決中に於て確定せる辯論及び證據調の結果が、控訴辯論自體に依つて更正を受けたるにあらざる限りは、此の結果を以て其の裁判の基礎となすことを要す。

第一審の調書の各個の認定に對し、又は證據決定の正本中若し判決事實中に掲げたる事實及び證據に關する主張第二百七十九條及び第五百四十條に關する開示に對して適時に申立てたる異議に如何なる意義を認むべきやは、控訴裁判所が異議に關する認定及び開示(第五百八十二條)に關する口頭辯論を経たる後控訴手續及び其の他の一切の事情を細心に評價して判断することを必要とす。

第五百九十三條 第一審の受訴裁判所に對する訴訟事件の差戻は、第五百八十八條及び第五百九十條の場合に於ては決定を以て之を爲す。

辯論の全部若し一部の更新又は裁判又は控訴手續の遂行の爲(第五百八十一條)控訴裁判所の決定の結果訴訟事件の廻付を受けたる裁判所は、控訴裁判所が決定の理由となしたる法律上の見解に纏束せらるゝものとする。

新しき辯論を開始するに當つては、第五百七十三條の規定を適用すべし。

再審の訴を不適法として判決する判決を控訴裁判所が變更する場合第六百三十四條第一項にあつても亦同じ。

第五百九十四條 控訴裁判所の判決若は決定にして控訴を完結するものは、常に當事者双方に書面を以て送達すべし。判決中に於て事實を説明する場合にあつては控訴裁判所は第一審の判決の事實を採用することを得。

控訴裁判所が第一審の裁判所の判決を確認し、訴訟物が獨り金錢に於て存するのみにあらざるときは、控訴裁判所は其の判決中に於て、其の裁判したる訴訟物の價額が五千デナールを越ゆるや否やを言明することを必要とす。控訴審の手續に於て訴訟物の價額を調査するに當つては、第四十九條乃至第五十五條を準用すべし。然れども裁判所は、原告が請求したる物件の代りに受取ることを應諾する旨を表示する金額又は訴訟物の價額として表示したる金額に羈束せらるゝことなし。控訴裁判所は其の必要なる場合には控訴辯論の際訴訟物の價額に關して當事者双方を訊問することを得。控訴審に於ける訴訟物の價額の認定は上訴に依つて不服を申立つることを得ず、且上告審をも羈束す。

第五百九十五條 少額事件に於ては第一審の判決は第五百七十一條に列擧したる無効の事由の故を以てするにあらざれば控訴を以て不服を申立つることを得ず。

第二章 上告

第五百九十六條 控訴裁判所の裁判に對しては上告を爲すことを得。

第一審の判決を確認する控訴裁判所の判決に對しては更に上訴を爲すことを得ず。然れども控訴裁判所の確認したる第一審の裁判所の判決が抗告に依つて不服を申立つることを得ず。額が附帶請求を加算せずして五千デナールを越ゆるときにあらざれば上告を爲すことを得ず。

然れども控訴裁判所の確認したる第一審の裁判所の判決が抗告に依つて不服を申立つることを得ず。得ざる控訴裁判所の決定にして第五百九十條第二號及び第三號に依り前の判決を取消して事件を第一審の裁判所に差戻し、第一審の裁判所が控訴裁判所の決定の結果として羈束せられたる法律上の見解第五百九十三條第二項に基きて判決を言渡したるものに基きて行はれたるものなる場合にあつては、控訴裁判所の裁判したる訴訟物の價額には斟酌なく上告を爲すことを得。

第五百九十七條 左の各號の一に掲ぐる事由の一に因るにあらざれば上告を請求することを得ず。

- (1) 第五百七十一條に記載したる事由の一に因り控訴裁判所の判決が無効なるとき。
- (2) 控訴審の手續が無効の結果を生ずることなきも訴訟事件を遺漏なく究明し之を根本的に判断することを妨ぐるに適したりし瑕疵を伴ふとき。
- (3) 重要な點に於て控訴裁判所の判決が第一審若は第二審の裁判所の訴訟記録と相容れざる事實に關する條件を基礎とせるものと認めらるゝとき。

(4) 控訴裁判所の判決が事件の不當なる法律上の判断に基くものなるとき、第五百九十八條 上告裁判所は上告審の手續に於て提出せられたる申立及び理由の限界内に於て控訴裁判所の判決を審査す。上告裁判所は上告狀中に掲載せらるゝことなかりし場合にあつても、若し無効事由を存するに於ては職權を以て之を斟酌することを要す。新しき事實に關する主張及び證據は上告審の手續に於ては、第五百七十一條に記載したる事由の一に因り控訴裁判所の判決が無効なる旨の主張、又は控訴審の手續が訴訟事件を遺漏なく究明し根本的に判断するを妨ぐることを得べき瑕疵を伴ふ旨の主張を支持し又は排撃する爲にのみ之を提出することを得。

上告の提起

第五百九十九條 上告は第一審の受訴裁判所に書面(上告狀)を提出することに依つて之を提起す。上告期間は控訴判決の送達より十五日間とし、此の期間は伸長することを得ず。判決の確定力及び執行力は判決が上告に依つて不服を申立てられたる程度に於ては、上告を適時に提起することに依つて上告に關する裁判まで、又は上告の取下まで阻止せらるゝものとす。第六百條 上告狀は書面の一般の要件第七十五條乃至第七十七條及び第八十條に従ふの外、左の諸件を掲ぐることを必要とす。

- (1) 上告を提起する判決の表示。

(2) 如何なる程度に於て判決に不服を申立つるものなりやの一定の陳述。其の外不服申立の原因(上告理由)の一定の簡單なる表示及び判決の取消若は變更の何れを申立つるものなりやの陳述(上告の申立)。

(3) 第五百九十七條第一號及び第二號に記載したる上告理由の眞實なることを證すべき事實に關する主張及び證據方法。

(4) 辯護士の署名。

上告が第五百九十七條第四號に記載したる上告理由を基礎とせる程度に於ては、上告狀は無用に冗長に失することを避けて上告人は如何なる理由に因り案件の法律的判断を不當と認むるやを説明すべし。

第六百一條 時機に後れて提起せられたる上告又は不適法なる上告は第一審の受訴裁判所に於て決定を以て之を却下すべし。第一審の受訴裁判所が上告を適法にして且適時に提起せられたるものと認めたるときは、上告狀の一通を被上告人に送達せんことを命ず。上告の適時適法なることは抗告を以て攻撃することを得ず、上告答辯書中に於てのみ之を攻撃することを得。被上告人は上告狀の送達後十五日の不變期間内に第一審の受訴裁判所に書面を以て上告答辯書を提出することを得。

上告答辯書には第六百條第一號及び第二號に記載したる要件を除外し、同條の規定を準用す。被

上告人が上告状中に記載せらるゝ上告理由を辯駁する爲に利用せんとする新しき事實及び證據は其の既に上告答辯書中に於て援用せられたる程度に於てのみ上告裁判所に於て之を斟酌す。

上告答辯書の提出は受訴裁判所に於て上告答辯書一通を送達することに依つて上告人に通知す。上告状及び上告答辯書の提出は裁判所の調書への陳述に依つて之を補充することを得ず。

第六百二條 上告答辯書の提出ありたる時、又は是が爲に設けたる期間を徒過したるときは、第一審の受訴裁判所は前記の書面をば當該の訴訟事件に關係する一切の訴訟記録と共に控訴裁判所に送付し、控訴裁判所は此の訴訟事件に關する控訴裁判所の記録を編綴したる後更に之を上告裁判所に送致す。

上告裁判所に於ける手續

第六百三條 上告裁判所は豫め口頭辯論を経ることなくして非公開の法廷に於て上告につき裁判を爲す。

然れども上告裁判所が必要と認めたる時は、申立に依り又は職權を以て口頭辯論を命ずることを得。此の辯論に關しては控訴裁判所に於ける口頭辯論につき設けたる規定を適用することを必要とす。

第五百九十七條第一號及び第二號に列舉したる上告理由を確認する爲に必要な調査及び證據調は受託判事をして爲さしむるを要するものとし、受託判事は其の爲したる調査若は證據調に關す

る記録を直接上告裁判所に提出することを要す。此の調査及び證據調には常に當事者双方を立會はしむべし。

第六百四條 上告裁判所は原則として事件に於てみづから裁判を爲すことを要す。然れども第七十一條第四號及び第五號に依り控訴裁判所の判決を無効として宣言し、又は第五百九十七條第二號の事由に因りて之を取消し、其の結果として事件を完結する爲の新しき辯論を必要とするもの認めらるゝときは、上告裁判所は此の目的の爲訴訟事件を控訴裁判所に差戻すことを要す。

第五百九十七條第二號に記載したる事由に因り控訴裁判所の判決を取消すことを要するも、事件を裁判に熟せしめんが爲には明白に第一審に於ける辯論を必要とするときは、亦上告の申立の限度内に於て第一審の判決を取消して、事件を第一審の裁判所に差戻すべし。

上告裁判所が判決若は手續は第一審に於て既に介在したる職權を以て斟酌すべき無効の事由の故を以て取消すの必要あるものと認めたる時は、事件を第一審に差戻すことを必要とす(第五百七十二條第二項及び第三項)。

第五百九十七條第四號の事由に因り上告の請求あり、上告裁判所が此の上告理由を正常なりと認めたるも、訴状の内容上事件を法律的に判斷する上に標準となりたりし事實が被上告人の主張に關して其の責任にあらずして控訴審の判決中に於て確認せられざりし故を以て上告裁判所が控訴審の判決の變更を請求したる上告の申立を容るゝこと能はざるときは、上告審の手續に於ては全然

當該の申立のなかりし場合にあつても、控訴審の判決を取消し、また必要の場合には第一審の判決(第二項)をも取消して、事件を控訴裁判所又は第一審の裁判所に差戻すことを必要とす。

第六百五條 事件の差戻を受けたる裁判所は事件の爾後の取扱及び裁判に際し、上告裁判所が其の取消の判決の基礎となしたる法律上の判断に羈束せらるゝものとす。

控訴裁判所又は第一審の裁判所に於ける手續を再始する爲是等の裁判所は職權を以て口頭辯論期日を指定することを必要とす。

第六百六條 上告裁判所が上告を以て明白に恣意に出でたるもの、又は事件を遅延せしむる爲にのみ申立てられたるものと認めたるときは、上告人又は其の辯護士に對して恣意の罰を言渡すべし(第二百六十八條)。

第六百七條 本章に於て別段の規定を爲さざる以上は、控訴に關する規定は之を上告にも適用すべし。

第三章 抗 告

抗告の適否

第六百八條 本法が決定に對する不服申立を除外せざる以上は、決定に對しては抗告を爲すことを得。特に第五百七十一條に掲げたる無効の事由に因るも、抗告を以て決定に對し不服を申立つることを得。

第六百九條 本法の規定に依り決定に對して獨立して上訴を爲すことを得ざる場合に於ては、當事者双方は次の不服を申立て得る裁判に對して爲す上訴を以て此の決定に對する抗告を爲すことを得。

第六百十條 裁判所長、部長又は受命判事の爲したる決定は、別段の規定なき以上は、抗告を以て不服を申立つることを得。然れども當該の當事者が問題たる決定の變更を前に裁判所又は部に申立てざりしときは、不服申立を爲すことを得ず。

第六百十一條 少額事件に於ては以下に掲ぐる第一審の決定にあらざれば、之に對して不服を申立つることを得ず。

- (1) 此の訴に對する法定の手續の開始又は續行を拒みたるとき。
- (2) 訴訟費用の擔保の提供又は此の擔保の補充を求むる申立につき裁判を爲したるとき。
- (3) 第九十八條の規定に違反して第二百五條に依り不服を申立つることを得る決定を以て新期日の指定を求むる申立を容れたるとき。
- (4) 期日の懈怠又は上訴提起の期間の徒過に因り原狀回復の由立を却下したるとき。
- (5) 賠償すべき費用につき決定を以て裁判を爲したるとき。

少額事件(第五百九十六條第二項)に於ては控訴裁判所の決定に對しては抗告を爲すことを得ず。

第六百十二條 占有状態の妨害に因る訴に關する手續(第五百四十八條乃至第五百五十四條)に於ては裁判所が訴に關する手續の開始又は續行を拒みたる決定に對してのみ、及び終局決定 Endschl.uss

に對してのみ抗告を爲すことを得。
手續の經過中に爲したる他の決定、特に手續の經過中に爲したる假處分に對しては獨立して抗告を爲すことを得ずして、終局決定に對して爲したる抗告と併合すべし。
第六百十三條 控訴審の手續に於て爲す控訴裁判所の決定に對しては左の場合にあらざれば抗告を爲すことを得ず。

(1) 第五百六十五條第二號、第三號及び第四號及び第五百八十九條の場合に於て決定を以て控訴を却下したるとき。

(2) 控訴裁判所が決定を以て第一審の判決の無効及び訴の却下を言渡したるとき。

(3) 辯論及び裁判の爲決定を以て訴訟事件を第一審の裁判所に差戻し、又は他の控訴裁判所に移送し、且同時に控訴裁判所の決定に於て第一審の手續又は控訴審の手續は此の決定の確定後に至つて初めて再始し又は續行すべき旨を言渡したるとき。

抗告の提起

第六百十四條 抗告は不服を申立てらるべき決定を爲したる裁判所、裁判所長が不服を申立てられたる決定を爲したる裁判所又は抗告の爲されたる決定を爲したる部長受命判事若は受託判事の屬する裁判所に書面を提出することに依つて之を提起す。第二審の裁判所の決定に對する抗告も亦第一審の裁判所に抗告狀を提出することに依つて提起すべし。

抗告狀は辯護士に於て署名することを必要とす。

區裁判所に於ては辯護士に依つて代理せられざる當事者は、口頭を以て調書に録取せしめて抗告を提起することをも得。

抗告は不服を申立てられたる決定が抗告人に決定の目的事項に關して陳述を爲すの機會を有せしむることなくして行はれたる場合にあらざれば、新しき事實及び證據方法を基礎とするを得ず。

決定が其の基礎となる不當の法律上の判斷に因り抗告を以て不服を申立てらるるときは、第六百條末項の規定を準用することを要す。

第六百十五條 抗告期間は十五日とし、此の期間は伸長することを得ず。

此の期間は抗告を以て不服を申立つべき決定の正本の送達の日を以て始まるものとし、少額事件に於ては決定の言渡に際し當事者双方が法廷に在りたる場合に於ては言渡の日を以て始まる。

第六百十六條 抗告が訴訟上の救助の拒絶若は取消證人若は鑑定人に對する處罰の處分又は單に訴訟指揮上の性質を有するに止まる決定に指向せらるるときは、不服を申立てらるべき裁判又は處分を爲したる裁判所又は判事は、みづから抗告の請求を容るゝことを得。

裁判所が前項の處置を爲すべきものと認めず、又は前項に記載したる決定以外の決定に對して不服の申立ありたるときにあつては、解明的報告並に抗告を判斷する上に必要なる記録と併せて、遅延

なく抗告を抗告裁判所に提出すべし。

第六百十七條 本法の規定上全然抗告を許さざる決定又は少くとも獨立して上訴を爲すことを得ざる決定に對する抗告並に抗告期間の満了後提起せられたる抗告は、第一審の裁判所に於て職權を以て之を却下すべし。

第六百十八條 抗告に依つて不服を申立てられたる決定の執行又は其の執行力の發生を停止することなし。

法令が別段の處分を爲さざる以上は(第二百六十五條第一項)審級順序 Instanzenzug に於て不服を申立つることを得る處罰處分には例外を認む。

然れども手續不服を申立てられたる決定の執行又は決定に基きて開始すべき強制執行を停止することに依つて相手方に不相當の不利を生せず、且かくの如き停止を行ふことなきに於ては抗告の目的を失敗に終らしむべきときは、抗告の行はれたる決定を爲したる裁判所は申立に依り其の或は必要となるべき保全處分を同時に命令して假停止を命ずることを得。かくの如き命令に對しては獨立して上訴を爲すことを得ず。

抗告が其の爲したる決定に指向せらるゝ以上は、裁判所長部長受命判事若は受託判事も亦同一の處置を爲すことを得。

第六百十九條 占有狀態の妨害に因る訴に關する手續に於て辯論中に爲したる假の處置が終局決定

の執行に依つて影響せらるゝことなき以上は、第一審の判事は自己の裁量に従つてかくの如き假の處置は抗告の繫屬中效力を保有せしむべきや、又は抗告の解決に先だち既に之を取消すことを必要とするやを定むることを必要とす。

抗告裁判所に於ける手續

第六百二十條 抗告については裁判所は豫め口頭辯論を経ることなく非公開の法廷に於て決定を以て裁判を爲す。裁判を爲すに先だち裁判所にとつて必要と認めらるゝ調査を爲すことを得。第六百三條第三項第一段の規定は此の場合にも之を適用す。不適法なる抗告又は時機に後れたる抗告は直に之を棄却すべし。

抗告裁判所の裁判の正本の付與及び送達は第五百九十四條第一項の規定を準用して之を爲すことを必要とす。

第六百二十一條 抗告を容るゝ場合には抗告裁判所は其の裁判の結果必要となることあるべき處置を不服を申立てられたる決定を爲したりし裁判所に一任することを得。

抗告裁判所が不服を申立てられたる決定を取消し手續を補完して事件に於て更めて裁判を爲すことを第一審の裁判所に一任するときは、決定中に於て第一審の裁判所は抗告裁判所の確定後に至つて初めて其の與へられたる委任を執行することを要する旨を定めたる場合にあらざれば、抗告裁判所の裁判に不服を申立つることを得ず。

第六百二十二條 不服を申立てられたる第一審の裁判所の決定を是認する第二審の裁判所の決定、訴訟費用又は鑑定人及び證人の手數料に關する第二審の裁判所の裁判並に占有の妨害に因る訴訟に於ける第二審の裁判所の裁判に對しては、抗告を爲すことを得ず。

第一審の裁判所は職權を以て第二審の裁判所の裁判に對する不適法なる抗告又は時機に後れて提出せられたる抗告を棄却することを必要とす。

抗告裁判所が第二審の裁判所の決定に對して提起せられたる抗告を恣意に因り又は事件を遅延せしむる爲にのみ提起せられたるものと認めたるときは、抗告人又は抗告に署名したる辯護士に對し專恣の罰を言渡すべし。

第六部 無効及び再審の訴

第六百二十三條 左の各號の一に該當する場合には無効の訴を以て、事件を完結したる確定裁判に對して不服を申立つることを得。

- (1) 判決判事が法律上當然に當該の訴訟に於て判事としての職務の執行より除斥せられたりしとき。
- (2) 當事者双方が訴訟に於て全然代理せられず、又は其の法定代理人を必要とする場合にかく

の如き法定代理人に依つて代理せられず、且後に至つて法律の規定に従つて訴訟の遂行に追認の與へられざりしとき。

然れども第一號に記載したる場合に於て除斥の事由、第二號の場合に於て訴訟能力若は法定代理權の欠缺が既に訴訟の進行中に主張せられたるも其の効なかりしときにあつては、無効の訴を起すことを得ず。

其の外當事者が前の手續に於て若は上訴に依つて除斥の事由を主張することを得たりし場合には無効の訴を起すことを得ず。

第六百二十四條 左の各號の一に該當する場合には當事者の一方の申立に依り、判決に依つて完結したる手續を再審することを得。

- (1) 判決の基礎となりたる證書が偽造若は變造なるとき。
- (2) 證人若は鑑定人が虚偽の證言を爲し、又は相手方が其の訊問を受くるに當つて虚偽の宣誓を爲したる場合に於て此の證言若は此の供述が判決の基礎となりたる時。
- (3) 判決が裁判所の處罰手續の方法に於て訴追すべき當事者の代理人、相手方若は其の代理人の詐欺の行爲に依つて獲得せられたるものなるとき、又は判事が判決を爲すに當つて若は判決の基本となる前の裁判を爲すに當つて訴訟に關して當事者の不利益に於て刑法に従つて處罰すべき職務上の義務違反の罪を犯したるとき。

- (4) 判決の基礎となる刑事裁判所の判決が刑事裁判所の他の確定判決に依つて取消されたる
とき。
 - (5) 當事者が前に言渡されたる判決第五百七條にして再審すべき訴訟の當事者間に於て同一
の請求若は同一の権利關係に關して前に言渡しありたるものを發見したるか又は利用する
ことを得るに至りたるとき。
 - (6) 當事者が新しき事實又は證據方法にして前の手續に於て之を主張し利用したりしならん
には自己に有利なる本案の裁判を招來したりしなるべきものを知るに至れるか又は之を利
用することを得るに至りたるとき。
- 第五號及び第六號に記載したる事情に因る再審は、當事者が其の責任にあらずして第一審の判決
の行はれたる口頭辯論の終結するに先だちて此の事情を主張すること能はざりし場合にあらざれ
ば之を許さず。
- 第六百二十五條 再審は第三百七十五條第一項の意味に於て辯論より除外せられたる證據を前の手
續に於て利用したりしならんには、此の當事者に有利なる本案の裁判を招來すること明白なるべか
りし場合にあつては、かくの如き證據調の爲にも之を許すことを得。
- 第六百二十六條 無効の訴及び判事の罪となる行爲第六百二十四條第三號第二段の故を以て提起し
たる再審の訴については、訴に依つて不服を申立てられたる判決を言渡したる裁判所が專屬的に管

轄權を有す。然れども此の訴に依つて、同一の訴訟に於て異なる審級の裁判所の言渡したる數個の
判決に對して不服を申立つるときは、是等數個の裁判所中の最高の裁判所が管轄權を有す。

其の場合に於てはすべて第六百二十四條第一號、第二號、第三號第一段、第四項乃至第六項、再審
の訴は第一審の受訴裁判所に提起することを必要とし、然れども不服申立の事由が高級審の判決の
みに關するときは、高級審の當該の裁判所に之を提起することを必要とす。

手續

第六百二十七條 無効及び再審の訴の提起及び爾後の手續には、以下の規定に因つて別段の結果を生
ずるにあらざる以上は、本法第二部乃至第五部に掲げたる規定を適用す。

當人が判決の言渡に關與せることに依つて無効の訴が提起されたる判事、第六百二十三條第一號
又は其の處置の故を以て再審の訴の提起せられたる判事は、此の訴に關する辯論及び裁判に關與す
ることを除外せらるゝものとす。

第六百二十八條 無効又は再審の訴は一ヶ月の不變期間内に之を起すべし。

前項の期間は左の通り之を計算すべし。

- (1) 第六百二十三條第一號の場合に於ては、當事者が除外の事由を知りたる日、又は不服を申立
てられたる裁判の確定する以前に之を知りたる場合にあつては、裁判の確定する日より起算
す。

- (2) 第六百二十三條第二號の場合に於ては裁判が當事者に送達せられたる日及び當事者が訴訟能力を有せざる場合に於ては其の法定代理人に送達せられたる日より起算するも不服を申立てられたる裁判の確定する以前には起算せず。
- (3) 第六百二十四條第一號乃至第四號の場合に於ては刑事裁判所の判決又は刑事裁判所の手續の停止を言渡す決定が確定したる日より起算す。
- (4) 第六百二十四條第五號及び第六號の場合に於ては當事者が確定判決を利用することを得たりし日又は其の知りたる事實及び證據方法を裁判所に提供することを得たりし日より起算す。
- (5) 第六百二十五條の場合に於ては送達第五百十三條及び第五百四十六條の場合に於ては第一審の裁判所の判決の言渡ありたる日より起算す。

判決の確定後十年を経過したるときは、第二號に記載したる場合を除き、もはや訴を起すことを得ず。

第六百二十九條 第一審に於ける前の手續に於て判決を爲したる裁判所に訴を提起せずして、其の裁判所に於ける手續につきて適用ある規定に従つて本案に於て辯論を爲すことを得る上級裁判所に訴を提起したるときは、口頭辯論證據調訴に關して爲したる判決の第一審裁判所に對する通知並に此の判決の取消適性に關しては、上訴審としての上級裁判所につきて標準となるべき規定を適用す。

べし。

第六百三十條 訴狀には特に在の諸件を掲ぐべし。

- (1) 取消すべき裁判
- (2) 法定の取消事由無効再審の事由
- (3) 法定の期間内に訴を提起したることを明かにする事情並に之に對する證據方法
- (4) 管轄を判斷する上に重要な事情
- (5) 如何なる程度に於て不服を申立てられたる裁判を排斥するものなりや及び本案に於て他の如何なる裁判を申立つるものなりやの表示。

第六百三十一條 裁判所は口頭辯論期日を指定するに先だち、特に非公開の法廷に於て訴は法定の取消事由(第六百二十三條乃至第六百二十五條)の一に立脚し、且法定の期間内に提起せられたるものなりや否やを審査することを要す。是等の要件の一を缺けるとき、又は訴が第三百二十五條第二項に掲げたる事由の一に因り不適法なるときは、口頭辯論期日を指定するに不適當なるものとして決定を以て訴を却下すべし。

原告が法定の期間を遵守したることを明かにする事情は、裁判所の請求ありたるときは之を疏明すべし。

第六百三十二條 第六百二十四條第一號乃至第三號に記載したる罪となる行爲の一に因り再審を請

求したるも、此の罪となる行為に關して未だ確定の有罪の言渡行はれざるときは、受訴裁判所は豫め口頭辯論を経ることなくして援用したる罪となる行為を調査し確認する爲に刑事裁判上の手續の開始を促すことを必要とす。かくの如き決定に對しては上訴を爲すことを得ず。然れども此の決定を爲すに先だち裁判所は當事者双方又は其の一方を訊問し、必要な調査を開始することを得。再審の訴に關する口頭辯論の期日は刑事裁判上の手續の確定的に終結したる後に至つて初めて之を指定すべく、特に此の手續が再審の訴を理由付くる爲に主張したる罪となる行為に因る確定の有罪の言渡を導けるとき、又は刑事裁判所の手續が構成要件の欠缺若は證據の欠缺以外の事由に基き有罪の言渡を導かさざりしときにあらざれば之を指定すべからず。其の場合にあつては刑事裁判所の手續の結果を通知して訴を不適法として却下すべし。却下は此の場合に於ても豫め口頭辯論を経ることなく決定を以て之を爲すものとし、裁判所は非公開の法廷に於て此の決定を爲す。刑事裁判所又は公訴官 *öffentlicher Ankläger* は刑事訴訟手續の不開始又は停止に關して爲したる決定を通知するに當つて、手續を開始せざりし理由若は手續を停止したる理由常に明示的に開示することを必要とす。

第六百三十三條 第六百二十四條の場合に於て再審の理由が原本若は認證したる謄本に於て訴狀に添付せられたる證書に依つて説明せられたるか、又は第六百二十五條の意味に於ての再審の申立ありたるときは、再審の理由及び其の適否に關する辯論及び裁判は之を本案の辯論と併合すべし。然

れども裁判所は此の場合にあつても第二百五十三條の意味に於て處置を爲すの權を有す。本案が取消の理由に關係を有する以上は、本案も亦更めて辯論す。然れども再審の訴の許否に關する裁判につき管轄權を有する上級審の裁判所が、其の裁判所に於ける手續につき適用する規定に依れば本案の辯論を爲すことを得ざるときは、自己の面前に於ける辯論は再審の許否に關する裁判に限定し、再審を許す判決の確定したる後本案の辯論の爲訴訟を第一審に於て本案の辯論を爲すの權を有したる裁判所に差戻すことを必要とす。此の裁判所は職權を以て本案の口頭辯論期日を定め、其の手續につきて適用ある規定に従つて辯論を遂行することを要す。

第六百三十四條 其の場合にはすべて再審の理由及び許否又は其の無効の宣言についてのみ辯論し、判決を以て裁判を爲すべし。

再審を許す場合には本案の手續が取消の理由と關係を有する以上は、再審の訴の提起せられたる裁判所に本案の手續を移付すべし。然れども此の裁判所が其の手續につき適用ある法律の規定に従つて、みづから本案の辯論を爲すこと能はざるときは辯論の爲訴訟を第一審に於て本案の辯論を爲すの權を有したりし裁判所に移送すべし。

移送、口頭辯論期日の指定及び辯論の遂行については、第六百三十三條第三項の規定を適用す。第六百三十五條 再審の許否に關する裁判につき管轄權を有する裁判所に本案の辯論を移付するこ

とを要するときは、再審の請求を容るゝ裁判の言渡ありたる後裁判所は決定を以て、此の裁判の正本を付與するに先だち本案に於て辯論を爲さんことを命ずることを得、此の決定に對しては上訴を爲すことを得ず。

再審の適否に關する裁判は前項の場合に於ては本案に關する裁判中に之を收容すべし。第六百三十六條 口頭辯論の際に至つて初めて再審又は無効の訴が不適法なる取消の理由に基くものなること又は時機に後れて提出せられたるものなること判明したるときは、決定を以て訴を却下すべし。

第六百三十七條 同一の判決に對する控訴若は上告の提起と同時に又は控訴手續若は上告手續の繫屬中に提起せらるゝ再審の訴に關しては、再審の訴が第六百二十四條第一號乃至第四號に列擧したる事由の一を基礎とし、且刑事裁判所の確定判決が原本若は謄本に於て訴狀に添付せられたるときは、申立に依り又は職權を以て控訴手續若は上告手續の中断を命ずべし。裁判所がかくの如き決定を爲したるときは、提起せられたる上訴に關して手續の進行する裁判所に直に之を通知することを要す。

第六百三十八條 前條以外の場合に於て再審の訴の提起ありたるの故を以て同一の判決に關して開始せられたる控訴手續若は上告手續を中断すべきや否やは、此の訴に關して辯論を爲すの權を有する裁判所が申立に依り又は職權を以て、案件の特別の事情及び再審の理由の存否に關して提供したる證據を斟酌して裁判を爲すことを要す。前項の中断は再審の訴に關する口頭辯論中にあつても之を命ずることを得、中断を命ずるに當つては第六百三十七條第二段の規定を適用す。

第六百三十九條 第六百三十七條及び第六百三十八條に依り手續の中断を求むる申立に關して裁判を爲す決定に對しては、上訴を爲すことを得ず。

再審の訴が確定的に却下せられたるか、又は再審に關する訴の請求が確定的に棄却せられたるときは、申立に依り又は職權を以て中断したる上訴手續を續行すべし。此の申立は、中断の當時控訴案の手續若は上告案の手續の繫屬したりし裁判所に之を提出すべし。此の裁判所は辯論を續行するに必要な記録をば職權を以て適時に再提出するやう取計らふことを必要とす。第六百四十條 前條の規定に依り再審の訴の提起ありたるの結果繫屬中なる上訴手續の中断を命ぜざる以上は、再審の訴の提起は不服を申立てられたる判決の確定力及び執行力の發生に關しては停止の效力を有せず。

無効の訴若は再審の訴の提起は不服を申立てられたる確定判決の執行力には影響を及ぼさず。

第七部 特殊の手續

第一章 支拂命令手續

第六百四十一條 金錢又は其の他の代替物についての債權を主張する爲に提起したる訴に於ては、本案に於ける原告の請求並に附帶の請求の理由たる一切の事實が疑を客れざる形式の原本に於て提出されたる以下に掲げたる種類の證書に依つて證明せらるゝ場合には、原告は裁判所に於て被告に對して支拂命令 *Zahlungsauftrag (Mandat)* を發せられんことを申請することを得。

- (1) 第三百八十八條及び第三百八十九條第一項に掲げたる公文書
- (2) 作成人の署名が内國の裁判所又は内國の公證人に依つて認證せらるゝ私文書
- (3) 訴求せられたる請求につき物權を内國の公簿に編入するについての基礎となりたる其の他の證書にして同時に編入を行ふの基礎となりたる裁判所の決定に對して確定裁判を経たる上訴も提起せられず、また編入につき争あることが公簿上記載せられもあらざるとき。

第六百四十二條 訴の基礎となる證書上權利ありと認めらるゝ者が訴を提起したるにあらざるとき、又は此の證書中に記載せられたる義務者以外の者に對して訴の提起せらるゝときは、第六百四十一

條に記載せられたる證書に依つて請求若は義務の全部若は一部が本來の權利者若は義務者より其の者に於て又は其の者に對して訴の提起せらるゝ者に移轉せることを證明せらるゝ場合に、且其の程度に於てにあらざれば支拂命令を發せんことを求むる申立を容るゝことを得ず。

被告が時効の抗辯を對抗することを得べき債權を取立つる爲には、裁判所は原告が第六百四十一條中に記載したる證書に依つて訴中に於て既に時効の中断若は停止を證明したる場合にあらざれば、支拂命令を發することを得ず。

第六百四十三條 第六百四十一條及び第六百四十二條に依り申立を爲したるに因り豫め口頭辯論を経ることなく、また被告を訊問することもなくして支拂命令を發すべし。

支拂命令を發するにつき區裁判所が管轄權を有するときは、原告は第六百四十一條及び第六百四十二條に依り其の訴の請求を理由付くるに必要な證書が原本に於て正に此の裁判所に豫託せらるゝ以上は當該の裁判所の記録を援用することに依つて證書の提出に代ふることを得。支拂命令中に於ては被告は支拂命令の送達後十五日内に自己に對する請求並に裁判所の定むる費用を辨濟するか又は同一の期間内に此の支拂命令に對する自己の異議を申立つることを要するものとし、然らざれば強制執行を受くべき旨を言渡すべし。此の期間は之を伸長することを得ず。其の外支拂命令中に於ては裁判所が時機に後れて申立てたる異議は豫め口頭辯論を経ることなく却下し、口頭辯論に至つて初めて申立てられたる異議は斟酌せずして放置すべき旨を言渡すべし。

支拂命令は訴につき適用ある規定に従つて之を被告に送達すべし。第六百四十四條 書面を以て申出でたる訴中に於て數人の被告に對して支拂命令を發せんことのみ立ありたるときは、一切の附屬書類の謄本を具備する訴狀の謄本の提出ありたる被告に關してのみ此の申立を容るゝことを得るものとし、此の場合には訴狀中に於て被告を列擧したる順序を標準とす。

第六百四十五條 被告は支拂命令中に包含せる費用についての裁判に關してのみ抗告を以て不服を申立つることを得べく、其の他の點については異議(第六百四十三條第三項)を以てするにあらざれば不服を申立つることを得ず。

被告は支拂命令に記載したる期間内に受訴裁判所に異議を申立つることを要するものとし、時機に後れて申立てられたる異議は裁判所に於て辯論を経ずして之を却下すべし。適時に提出せられたる異議については裁判所は更めて原告の申立を俟つことなく成るべく短期間に口頭争訟辯論の期日を指定することを要す。

第六百四十六條 訴は異議の申立てらるゝまでに限り被告の承諾を得ずして之を取下ぐることを得るものとし、然れども原告が同時に主張せられたる請求を抛棄するときは、口頭争訟辯論の終結するまで訴を取下ぐることを得(第三百三十二條)。異議の取下には控訴の取下(第五百七十八條)につき適用ある規定を準用すべし。

第六百四十七條 此の訴訟を裁判する判決中に於ては支拂命令を維持すること、又は之を取消すこと又は其の程度を言渡すべし。

被告が支拂命令を發するについての法定の條件の不存在の異議を申立てたるときは、裁判所は先づ此の異議に關して裁判を爲すべきものとし、其の之を正當と認むる限りは前項の規定の意味に於て判決を言渡すべく、其の他の場合に於ては第六百四十八條の規定に従つて處置を爲すことを要す。然れども此の異議が却下せられたるときは、裁判所は直にみづから職權を以て本案に於ける辯論の開始を命ずることを要す。此の場合に於ては此の異議に關する裁判の正本を當事者に付與することなく、寧ろ本案に關する裁判中に之を收容すべし。本案に於ける辯論の開始に對しては上訴を爲すことを得ず。第三百五十六條の規定は此の場合にも之を適用す。裁判所が辨濟期未到 *Nichtzahlung* の異議につき、訴求せられたる債權は支拂命令を發したる後に至つて初めて辨濟期に到達するも、其の辨濟期到達は判決言渡の以前なりと認めたるときは、裁判所は支拂命令を取消して被告に訴求せられたる給付を言渡すことを要す(第五百二條)。第六百四十八條 支拂命令を發せんことを求むる申立を客れざる場合に於て、訴が此の裁判所の面前に於ける口頭辯論期日の指定に適するときは、裁判所は本法の規定に従つて處置すべく、然らざるときは訴を却下すべし。

第二章 手形訴訟及び小切手訴訟に於ける手續

第六百四十九條 手形に依る請求を主張する爲の訴に關する手續に於ては裁判所は被告に向つて判決中に於て此の判決に依つて被告に課したる一切の義務を履行する爲に三日の期間を定むべし。

原狀回復の申立の提出控訴の提起控訴答辯書の提出上告の提起及び上告答辯書の提出並に抗告提起の期間は八日とし、此の期間は之を伸長することを得ず。

第六百五十條 手形に因る訴訟に於ては、自己の責任に因つて原狀回復又は再審の必要を生ぜしめたるにあらざる當事者が原狀回復又は再審の申立を提出するまでの時期に期間の満了に依つて第三者に對する其の手形上の請求の全部若は一分を失ひたる時、又は殘存する期間の短きの故を以てもはや之を主張すること能はざるときは、かくの如き當事者の不利益に於て原狀回復若は再審を爲すことを得ず。

第六百五十一條 訴を以て主張せられたる債權が效力の一切の要件を具備し且其の眞正なることに對しては懸念を存せざる手形を基礎とせるとき、及び拒絕證書及び償還計算書 Rückrechnung が具體の場合に於て原告の請求を理由付くるに必要なる以上は同時に訴中に於て手形の外是等の證書の原本に於てする提出ありたる時は、原告は、三日の不變期間内に手形債務並に附帶的請求と裁判所の定めたる費用とを支拂ふか又は之に對する其の異議(支拂命令)を提出すべき旨を被告に命ぜら

れんことを請求することを得。原本に於ける拒絕證書は拒絕證書登録簿 Protoktregister に因る認證したる謄本を以て代ふることをも得。

第六百五十二條 手形行爲 Wechselklärung を爲したる者が自身に於て署名せずして、他人が行爲者の名義に於て署名を爲したる手形行爲に因る請求は、署名者が手形行爲を爲すに當つて使用したる名義の主體に對しては、此の第二者 die zweite Person が自己は代理人として此の手形行爲を爲したるものにして且原告は授權者の委任狀を提出する手形法第九十八條第二項旨の特別の文句を記して其の手形行爲に自署したる場合にあらざれば手形訴訟手續に於ては主張することを得ず。商人の商號の記載に關する法律の規定は、本條の規定に依つて其の效力を妨げらるゝことなし。

第六百五十三條 第六百四十九條乃至第六百五十二條の規定は、小切手法に依る遡及の請求權を主張する訴にも之を準用すべし。

第六百五十四條 訴を以て手形若は小切手に依る支拂命令の發せられんことを求むる申立ありたるときは、爾後の手續には第六百四十七條第二項及び第三項の規定を除き第六百四十三條乃至第六百四十八條の規定を準用すべし。

第三章 使用及び用益貸借契約に基く訴訟の

場合に於ける手續

第六百五十五條 土地建物又は其の他法令が不動産たるものとして認めたる物、船水車及び船舶上に建造したる其の他の建築物に關する使用及び用益賃貸借契約の解約申入が、使用及び用益賃貸借契約の黙示の更新を豫防し又は是が解消の結果を生ぜしめんが爲には、

- (1) 解約申入使用及び用益賃貸借の目的物の還付の期間に關する特別の合意を存する場合にあつては、原則として此の期間内にのみ之を爲すことを得。
- (2) かくの如き合意を存せざるときは、此の點に關して制定せられたる規定若はかくの如き規定を存せざるときは、地方の特別の慣習に依つて使用及び用益賃貸借の目的物の明渡につき一定の解約申入期間を以て年の或る日を定むる場合にあつては、解約申入は是が爲に定めたる期間の満了する以前にのみ之を爲すことを必要とす。
- (3) 其の他の場合にあつては、すべて用益賃貸借は六ヶ月以上、年を以て定むる使用賃貸借又は契約上の期間が一年を超ゆる使用賃貸借にあつては三ヶ月以上、契約上の期間が一ヶ月より長きも一年に達せざる使用賃貸借にあつては十四日以上、其の他の使用賃貸借にあつては八日以上、使用及び用益賃貸借の目的物を返還若は受取るべき日より以前に解約申入を爲すことを必要とす。

第六百五十六條 使用及び用益賃貸借契約は貸主よりも、また借主よりも裁判上若は裁判外の方法を

以て解約申入を爲すことを得。

當事者の一方が有効に爲したる解約申入は、解約申入を受けたる當事者の側に於て此の當事者に對して之を執行することを得。

第六百五十七條 裁判上の解約申入は書面若は口頭を以て之を爲すことを得。書面又は解約申入に關して作りたる調書は特に使用及び用益賃貸借の目的物の表示、使用及び賃貸借契約の満了すべき時期の開示及び契約の目的物を一定の時期に引渡し若は受取るか又は其の異議を裁判所に申立つべく、之を爲さざるときは強制執行を爲すべき旨を相手方に通告せられんことを求むる申立を掲ぐることを要す。解約申入の期間が十四日以上なるときは異議申立の爲には期間を八日と定むべく、其の他の場合にあつては期間を三日と定むべし。

解約申入人が管轄區裁判所の所在地又は其の管轄區域内の何れにも居住せざるときは、此の地域に居住する送達代理人を選任し其の氏名及び住所を申告することを要す。前項の規定に従はざる解約申入又は管轄違の裁判所に提出せられたる解約申入は、其の存在する瑕疵が第八十三條に依り補正し得ざるものなるときは、職權を以て決定に依つて之を却下すべし。第六百五十八條 使用及び用益賃貸借契約が解約を申入れらるゝ日について裁判上の解約申入が效力を有せんが爲には之を裁判所に提出し、當事者が第六百五十五條に記載したる期間の餘裕を存するやうに當事者に之を送達することを必要とす。時機に後れて提出せられたるの結果此の期間が

遵守せられざるに至りたる解約申入は、裁判所に於て職権を以て決定に依り之を却下すべし。契約上若は法律上の解約申入期間の開始するに先だちて提出したる解約申入は、此の理由のみに因つては却下することを得ず。

第六百五十九條 第六百五十七條に依つて爲したる命令中に於ては、時機に後れて提出せられたる異議は豫め口頭辯論を経ることなくして之を却下すべく、口頭辯論中に至つて初めて提出せられたる異議は之を斟酌せざる旨を言渡すべし。此の命令は訴狀の送達につき適用する規定に従つて書面若は調書の謄本一通と共に解約申入を爲す當事者の相手方に遅滞なく之を送達すべし。命令も亦時機に後れて送達せられて相手方は第六百五十五條に規定したる期間の餘裕を剩さざる場合にあつても、裁判所の命令に對して適時に異議第六百五十七條第一項を提出せざるときは、解約申入は效力を有す。

裁判外の解約申入

第六百六十條 裁判外の解約申入は公證人に依つて、又は其の他の方法に於て之を爲すことを得。かくの如き解約申入の場合にあつても當事者双方は第六百五十八條に記載したる期間を遵守することを要す。

解約申入を爲す當事者の相手方に對し解約申入の目的を以て爲すべき通知は、第六百五十七條第一項及び第二項に記載したる事項をも常に包含することを必要とす。

かくの如き裁判外の解約申入が裁判上の解約申入の效力を有することを得んが爲には、解約申入は第三百八十八條及び第三百八十九條に記載したる證書に依つて證明せらるゝことを必要とす。

解約申入の日又は解約申入の送達の日は、是亦前項に記載せられたる證書に依つて證明せらるゝことを必要とす。

第六百六十一條 かくの如き裁判外の解約申入を指向せらるゝ者は解約申入の行はれたる後又は解約申入を受領したる後八日以内又は解約申入期間が十四日よりも短きときは三日内(第六百五十七條第一項)に、契約の目的物の存在する地を管轄する裁判所に書面若は口頭を以て異議を申立つることを要するものとし、然れざれば解約申入は效力を生ずるものとす。

異議を申立つる當事者に解約申入の通知せられたるは何れの日なりやは、裁判所の請求ありたるときは解約申入を爲す當事者に於て第六百六十條第三項に記載したる證書を以て之を證明すべし。

使用若は用益貸借の目的物の引渡若は引取の命

第六百六十二條 豫め解約申入を爲すことなきも一定の期間の満了するに於ては消滅すべき使用及び用益貸借契約の場合にあつては各當事者は契約期間の満了する以前にあつても契約の目的物を一定の時期に引渡し若は受取るか又は此の命に對し八日以内に裁判所に異議を申立つべく、然らざれば強制執行を受くべき旨を相手方に命ずる裁判上の處分を申立つることを得。使用若は用益貸借契約が六ヶ月以上に亘つて締結せられたる場合にあつては、最後の六ヶ月内に於てのみ此の申

立を爲すことを得。

第六百五十九條 第一項の規定はかくの如き命令の送達にも之を適用すべし。使用若は用益賃貸借契約の引渡若は受取を求むる請求は解約申入期間の満了に先だち既に訴を以て之を主張し、解約申入も亦之を訴に併合することを得。

承継賃借人 Afterbestandnehmer (轉借人)との關係

第六百六十三條 賃借人に對して爲したる解約申入、命令、裁判及び處分にして第五百五十五條に記載したる物に關する使用若は用益賃貸借契約の成立若は消滅に關するものはすべて賃借人と承継賃借人との間に成立する權利關係が反對するにあらざる以上は、承継賃借人に對しても效力を有し且之を執行することを得。

使用若は用益賃貸借契約の黙示の更新

第六百六十四條 期間の満了に依つて當然に消滅し、契約の消滅若は其の黙示の更新を阻止する爲に解約申入を必要とすることなき使用若は用益賃貸借契約は、契約期間の満了後十四日以内に賃借人より契約の目的物の返還請求の訴を提起せず、また賃借人より其の取戻請求の訴を提起せざる場合に限り、賃借人が契約の目的物を行使し若は利用することを續行し、賃貸人が之を忍容することに依つて黙示的に更新せられたるものと看做すべし。本來一ヶ月よりも短き期間につき締結せられたる

契約にあつては、本來約定したる契約期間の半に相當する期間にして契約期間の満了の日より起算すべきものゝ經過中に訴を提起すべし。

使用若は用益賃貸借事件に於ける期間

第六百六十五條 第六百五十五條乃至第六百六十四條に於て定めたる期間は之を伸長することを得ず。

手續

第六百六十六條 適時に提起せられたる異議に關しては、裁判所は争訟口頭辯論期日を指定すること必要とす。第一の期日及び若し續行の期日あるときは其の續行の期日を指定し並に期間を定むるに當つては、使用若は用益賃貸借事件の急迫なる性質に特に斟酌を拂ふべし。

解約の申入又は契約の目的物の返還若は取戻の催告を爲したる當事者は、之を原告と看做すべし。時機に後れて提出したる、使用若は用益賃貸借契約の解約申入に對する異議又は契約の目的物の引渡若は引取に關する裁判所の命に對する異議にして時機に後れて提出せられたるものは、辯論を経ずして職權を以て之を却下すべし。

異議提出の期間の懈怠に因る原状回復を許さず。

第六百六十七條 異議に關する手續を完結する判決中に於ては、解約申入若は第六百六十二條に依り爲したる命令は如何なる程度に於て效力を保有するや又は取消さるゝものなりや、及び被告が契約

の目的物を引渡し若し引取る義務を負ふは何れの場合なりやを言渡すべし。
 第六百六十八條 被告が契約の目的物を引渡し若し引取るの義務ありと判決せられたるも判決言渡の當時にあつては契約期間は既に満了せる場合にあつては、賃貸借關係については判決中に於て引渡若し引取は直に之を行ふことを必要とする旨を言渡すべし。 賃貸借關係にあつては此の目的の爲に八日を超えざる期間を與ふることを得。

契約期間が未だ満了せざるときは、明渡に關する現行の特別の規定に従ひ、またかくの如き規定を存せざるときは土地の慣習に従つて引渡又は引取の期間を定むべし。

前項の土地の慣習も存せざるときは、賃貸借につき賃貸借期間の満了前遅くも第三者に明渡を開始し、此の日の正午に其の動産の一部を保管するに適したる場所を引取人に引渡すべく、全部明渡したる契約の目的物の引渡は契約期間の末日の正午までに之を爲すことを必要とする旨を命ずべし。 建物の存する土地の用益賃貸借の場合にあつては、用益賃貸借期間の満了前遅くも八日には明渡を開始すべく、此の日の正午に引取人に對し動産を保管す爲及び經濟的經營を開始する爲場屋の相當の部分を引渡すべく、全部片付けたる用益賃貸借の目的物の引渡は、用益賃貸借期間の末日の正午までに之を爲すことを必要とする旨を命ずべし。 最後に其の他の種類の用益賃貸借にあつては、用益賃貸借の目的物の明渡及び引渡は、用益賃貸借期間の満了するまでに之を爲すべき旨を命ずべし。 契約期間の満了に先だつ第三日若し第八日は明渡の始まる日と其の終る日との間に満二日若し

満七日の暦日を存するやうに算定すべし。

契約の目的物の明渡及び引渡若し引取る第二項乃至第三項の規定は、裁判上若し裁判外の解約申入に對し又は契約の目的物の引渡若し引取るの命令に對して適時に異議の申立なかりし場合にあつても之を適用す。

強制執行は前項の規定に依り契約の目的物を悉く片付けて引渡すべかりし期間の満了すると同時に確定判決解約申入及び契約の目的物の引渡若し引取るを命ずる裁判所の命令に基きて之を許可することを得。

第六百六十九條 第六百六十八條の規定は、使用及び用益賃貸借契約が豫め裁判上若し裁判外の解約申入を伴ふにあらずして訴に因り判決を以て取消されたりとして、又は消滅したりとして宣言せらるゝ場合にあつても之を適用すべし。

第六百七十條 本章の規定に所謂異議の適時に申立てられたるの結果として施行せらるゝ手續に於ては、原狀回復の申立の提出並に控訴の提起及び控訴答辯書の提出、上告の提起及び上告答辯書の提出並に抗告の提起の期間は八日とす。 此の短縮期間は第六百六十二條末項に記載したる訴の一に基きて開始したる手續にも之を適用す。

前項の期間は伸長することを得ず。

解約申入に基き又は第六百六十二條に依り爲したる申請の結果として發したる契約の目的物の

引渡若は引取に關する裁判所の命令に對しては、之に對して申立つべき異議は留保して上訴を爲すことを得ず。

裁判上若は裁判外の解約申入又は契約の目的物の引渡若は引取の命令にして適時に異議を申立てらるゝことなかりしもの並にかくの如き異議に關して言渡されたる確定判決並に第一項に記載したる訴の一に基きて言渡されたる確定判決は、契約の目的物の明渡若は引取についての此の命令若は判決中に定めたる時期の到來後十五日内に此の明渡若は引取に關して強制執行の申立なかりし場合には效力を失ふ。

第六百七十一條 本章の規定は或る人が土地の所有者に果實の割前例へば五割なり、三分の一なりを與ふるの條件の下に經營の爲所有者より土地を受取ることを約する契約にも之を適用すべし。かくの如き契約は本法の意味に於ては用益貸借契約と看做すべし。

第四章 仲裁手續

仲裁契約

第六百七十二條 一人若は數人の仲裁人をして訴訟の裁判を爲さしめんとする合意(仲裁契約)は、當事者双方が訴訟の目的に關して和解を締結するの能力を有する程度に於て法律上の效力を有す。當事者双方は仲裁契約中に於て、特定の權利關係より將來生ずべき爭議をば一人若は數人の仲裁

人をして裁判せしめんことをも有効に合意することを得。

仲裁契約は書面を以て作成することを必要とす。

第六百七十三條 判事及び判事補は其の判事として服務中は仲裁人としての選任を引受くることを得ず。

第六百七十四條 何人と雖自己が仲裁人となるの義務を書面を以て負ひたる場合の外は、仲裁人としての選任を引受くるの義務を負はず。

第六百七十五條 仲裁契約中に於て仲裁人を擧げず、また其の選任の數及び方法に關する規定をも掲げざるときは、各當事者は仲裁人一人を選任し、仲裁人は合して仲裁主任 Obmann 一人を選定す。

第六百七十六條 相手方は仲裁契約に依り仲裁人を選任するを要する者に對して、また仲裁人の選任が第三者の擔任する所なるときは各當事者に於て之に對し、十五日内に仲裁人を選任し催告を爲したる當事者に此の趣を通知せんことを催告することを得。此の催告は仲裁契約に基きて既に選任せられたる仲裁人が仲裁人としての職務の引受又は其の義務の履行を拒みたる時、仲裁人が有効に忌避せられたるとき、一旦引受けたる職を辭したるとき(第六百七十四條)仲裁人が死亡したるとき又は其の他の事由に基きてもはや仲裁人たること能はざるときにあつても之を爲すことを得。

催告を爲す當事者も仲裁人を選任することを必要とするときは、其の催告中に於て相手方に、自己自身は何人を仲裁人に選任したるやを通知するを要す。

此の相互の催告及び通知は區裁判所若は公證人を通じて之を爲すことを得。
 仲裁人を選任するの權を有する者は相手方若は當事者の一方に選任を通知すると共に其の爲した選任に羈束せらるゝものとす。

第六百七十七條 仲裁人の選任が適時に行はれざるとき又は双方の仲裁人が仲裁主任の人物につきて一致すること能はざるときは、仲裁人並に仲裁主任の選任は申立に依り裁判所に於て之を爲す。此の申立は、仲裁契約にして存在せずとせば第一審に於て此の訴訟につき管轄權を有したりしなればべき裁判所に之を爲すべし。此の申立は當事者双方に於て之を爲すことを得べく、第六百七十五條の場合に於ては双方の側の選任したる仲裁人の各員も之を爲すことを得。合議裁判所にあつても此の申立を爲すには辯護士に依る代理を必要とせず。此の申立に關して爲す決定に對しては上訴を爲すことを得ず。

第六百七十八條 第六百七十七條に記載したる裁判所は左の場合には仲裁契約は其の效力を失ふ旨を言渡すことを要す。

- (1) 當事者双方が其の共同して選任すべき仲裁人に關して一致すること能はざるとき、
- (2) 仲裁契約自體中に於て特定人を仲裁人選任したる場合に於て仲裁人の一人が仲裁人としての就任を拒みたる時、有效に忌避せられたるとき、既に引受けたる職務を辭したるとき、(第六百七十四條)死亡したるとき又は他の事由に因りもはや仲裁人たることを得ざるとき、既に

に引受けたる義務の履行を拒みたる時又は不當に之を遅延したるとき、

各當事者はまた第六百七十七條に記載したる權限を行使する代りに裁判所に仲裁契約の無効を申立つることを得。

第六百七十九條 特定の權利關係より生ずる一切の爭議に關して仲裁契約を締結したるときは、判事が仲裁契約を無効なりとして宣言したる場合は、裁判所が明示的に仲裁契約は此の特定の場合に於いてのみ無効たる旨を宣言したるときにあつては、將來此の權利關係より生ずる爭議をば仲裁裁判に依つて裁判することを妨ぐるものにあらず。

第六百八十條 前二條の意味於て爲したる申立については、裁判所は豫め口頭辯論を経たる後決定を以て裁判す。此の裁判並に第六百六十七條に依り爲したる申立に關する裁判は合議裁判所にあつては、裁判所長又は裁判所長の命を受けたる判事に於て之を爲すことを得。

仲裁人其の引受けたる義務を全然履行せず、又は適時に履行せざるときは、其の責任ある拒絶又は遅延に因つて生ずる一切の損害につき當事者双方に對して代當の責任を負ふものとし、仲裁契約の失効を請求する權利を妨ぐることなし。

第六百八十一條 第六百七十七條、第六百七十八條及び第六百七十九條の規定は仲裁契約中に於て又は仲裁契約の締結に續いて行はれたる當事者双方の書面を以てする合意中に於て、前記の場合につき別段の定めを爲したるの程度に於ては之を適用せず。

第六百八十二條 仲裁人は判事を忌避するの權を有すると同一の事由に因り之を忌避することを得。單獨に又は其の相手方と共同して仲裁人を選任したる當事者は、選任後に至つて初めて忌避の事由を生じたる時、又は選任後に至つて初めて忌避の事由が當事者に知れたるときに限り、是が忌避の權を有す。

仲裁契約若は其の後に於ける他の合意中に於て別段の規定を爲さざりしときは、第六百七十七條に記載したる裁判所が忌避につき裁判を爲す。

仲裁人の面前に於ける手續

第六百八十三條 仲裁人は仲裁判斷を爲すに先だち當事者双方を訊問し、争の基礎となれる事實關係を取調ぶることを必要とす。

仲裁契約又は爾後に於ける當事者の書面を以てする合意に依つて別段の定めを爲さざりし以上は、手續は仲裁人に於て自由なる裁量に従つて之を定む。

當事者の一方が仲裁裁判に於ける辯論に應ぜざるときは、相手方のみを以て審理すべし。

第六百八十四條 仲裁人は當事者双方並に證人及び鑑定人を無宣誓の儘に限り訊問することを得。仲裁人は當事者双方に對しても、はたまた其の他の者に對しても強制手段を施用し、罰を科することを得ず。

第六百八十五條 仲裁人が必要なりと認めたる判事の行爲にして仲裁人に於ては之を爲すの權を有

せざるものは、仲裁人の囑託に依り國家の管轄裁判所に於て之を爲す。此の囑託は疑あるときは行爲の行はるべき地又は證據調の行はるべき地を管轄する區裁判所に向つて爲すべし。

受託裁判所は囑託が不適法なるにあらざる以上は囑託に應ずることを必要とす。證據調に關しては、受託判事に依る證據調の場合につき本法の規定上、受託裁判所に留保せらるゝ裁判も亦特に此の裁判所の權限に屬す(第三百八十條及び第三百八十一條)。

第六百八十六條 二人以上の仲裁人が選任せられたるときは、仲裁契約に別段の規定を存せざる以上は意見の絶對多數を以て判決を下すべし。

第六百八十七條 裁判に必要な意見の多數に到達すること能はざるとき、又は二人の仲裁人が選任せられたるに止りて全員一致を得ること能はざるときは、仲裁人は之を當事者双方に通知することを必要とす。

仲裁契約中に於て又は爾後に於ける當事者間の書面を以てする合意中に於て前項の場合について別段の處置を爲さざりしときは、各當事者は第六百七十七條に記載したる裁判所に仲裁契約は失効する旨又は此の具體の場合については效力を有せざる旨の宣言を爲さんことを求むる申立を爲すことを得(第六百七十九條)。

第六百八十八條 仲裁人は當事者双方が別段の合意を爲したるにあらざる以上は、其の判決に理由を付することを要す。

當事者双方には區裁判所又は公證人を通じて判決の正本を送達すべし。

此の正本並に判決の原本は判決の起案の日附を記載し、仲裁人の全員に於て之に署名すべく、然らざるときは判決としての效力を有せず。

仲裁人の全員が判決の原本に署名せざりしときは、各當事者は正本の受領後十五日内第六百七十七條に記載したる裁判所に、原本に署名せざりし仲裁人を補充の爲裁判所の指定したる期日内に呼出されんことを申立つることを得。當事者は其の受取りたる判決の正本にして仲裁人の全員に於て署名せざるものに關しても同一の處置を請求することを得。

第六百八十九條 判決の原本は當事者に宛て、爲したる正本の送達に關する證明書と共に第六百七十七條に記載したる裁判所に於て之を保管すべし。

判決の原本並に送達證明書は當事者双方に共同なる證書と看做すことを要す。

第六百九十條 仲裁裁判の判決 *Das Urteil des Schiedsgerichtes* は、當事者双方が仲裁契約中に於て是亦仲裁契約中に規定したる上級仲裁裁判に此の判決の不服申立を爲すことを許す旨を合意したるに

あらざる以上は、當事者間に於ては國家の裁判所の確定判決の效力を有す。

仲裁人は當事者の一方の請求に依り判決の確定力及び執行力の發生を判決の正本上に確認することを必要とす。

仲裁裁判の判決の無効

第六百九十一條 左の場合には裁判所は訴に基きて仲裁裁判の判決を無効として宣言す。

- (1) 仲裁契約が全然存在せざりしとき、又は無効なりしとき、又は仲裁裁判の判決の言渡に先だち仲裁契約が失效したるとき、又は此の具體的の場合については無効となりたるとき。
- (2) 仲裁裁判の手續に於て仲裁裁判の判決の無効を主張する當事者が合法的訊問 *rechthiches Gehör* を與へられざりしとき、又は當事者が法律上代理を必要とする場合に手續に於て全然代理せられず、又は法定代理人に依つて代理せられざる場合に於て訴訟の遂行が後に至つて適法に追認せられざりしとき。
- (3) 仲裁裁判の構成又は決議に關して法律若は仲裁契約の規定に對する違反ありたるとき、又は判決が第六百八十八條第一項の規定に反して理由を付せざるとき、又は判決の原本及び正本に仲裁人の全員が署名せず、且第六百八十八條第三項に記載したる期間内に此の欠缺を補正すること能はざりしとき。
- (4) 仲裁裁判が仲裁人の忌避を不當に却下したるとき。
- (5) 仲裁裁判が其の任務の範圍を越えたるとき。
- (6) 判決が其の主文に於て理解し難きか、又は判決主文自體が撞着せるとき。
- (7) 判決が法令の強行規定に違反せるとき。
- (8) 仲裁裁判が當事者に不適法若は全然不法なる行爲を言渡せるとき。

(9) 第六百二十四條第一號乃至第六號に依る再審に基くとき。

第六百九十二條 仲裁裁判の判決の取消を求むる訴は一ヶ月の不變期間内に第六百七十七條に記載したる裁判所に之を提起すべし。此の訴が第六百九十一條第一號乃至第八號に記載したる事由の一に基くときは、此の期間は判決が當事者に送達せられたる日より起算すべく、然れども不服申立の事由が後に至つて初めて知れたるときにあつては第六百九十一條第一號乃至第八號、當事者が不服申立の事由を知りたる日より起算すべし。第六百九十一條第三號第二段の場合に於ては此の期間は第六百八十八條第三項に依り仲裁人に與へたる期間の満了したる日より起算すべし。

第六百九十一條第九號の場合に於ては訴の提起の期間に關しては第六百二十八條第三號、第四號及び第五號の規定を適用す。

判決の確定の日より十年を経過したるときは第六百九十一條第二號に記載したる場合に於けるの外は仲裁裁判の判決の無効の宣言を求むる訴を起すことを得ず。

適時に提起せられたる仲裁裁判の判決の取消を求むる訴に關しては本法の一般の規定に従つて處置すべく、時機に後れて提起せられたる訴は裁判所に於て職權を以て之を却下すべし。

第六百九十三條 當事者双方は仲裁契約中に於ても、はたまた地の合意を似てするも第六百八十二條、第六百八十八條二項乃至第四項及び第六百九十一條の規定の適用を抛棄することを得ず。

第六百九十四條 既に通常裁判所に繫屬せる訴訟が仲裁契約の目的を成すときは、此の訴訟は裁判所

が仲裁契約の通知を受けたる日よりもはや此の裁判所には繫屬することなく、通常裁判所に繫屬するに至るも、仲裁契約が第六百七十八條及び第六百八十七條第二項の意味に於て裁判所の無効として宣言する所となりたるときは、各當事者は通常裁判所に於ける此の訴訟の續行を請求することを得。仲裁裁判の判決が第六百九十一條の意味に於て取消され、且此の場合につき仲裁契約中に別段の定めなかりしとき亦前段に同じ。

第六百九十五條 本章の規定は定款、終意處分又は其の他の係争關係者の合意に依らざる處分に因り適法に規定せられたる仲裁裁判に之を準用す。第六百八十二條、第六百八十八條第二項乃至第四項及び第六百九十一條の適用は一方的處分に依つても、はたまた定款の規定に依つても有効に之を除外することを得ず。

附 則

第六百九十六條 セルボクロアットスロウヴェン王國の民事訴訟手續に關する本法典は、スルツベネノヰキーネに於ける布告の日より之を施行す。其の羈束力を有すべき日は特別法を以て之を定む。

ユーゴースラヴキヤ新民事訴訟法 終

號數	年 月	司 法 資 料 表 題
第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	〃 一〇、一二	第二回國際少年保護會議事錄
第三號	〃 一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議事錄
第四號	〃 一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	〃 一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	〃 一一、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	〃 一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	〃 一一、六	英國及うえゝるすノ警察
第九號	〃 一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	〃 一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	〃 一一、九	英國ノ判事及ますたー論
第一二號	〃 一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	〃 一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	〃 一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	〃 一二、一	辯護士倫理
第一六號	〃 一二、二	獨逸國調停法案及同理由書
第一七號	〃 一二、三	英國監獄制度

第一八號	大正二二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	〃 二二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	〃 二二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	〃 二二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論 (附) 統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	〃 二二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	〃 二二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	〃 二二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	〃 二二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法 (附) 調停制度概観
第二六號	〃 二二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	〃 二二、八	短期自由刑論
第二八號	〃 二二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	〃 二二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	〃 二二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	〃 二二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	〃 二二、一一	司法制度改良論
第三三號	〃 二二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	〃 二二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛、伊、白、蘭國之部)
第三五號	〃 二二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)

第三六號	〃 二三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹、瑞典、諾威之部)
第三七號	〃 二三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	〃 二三、二	佛國借家借地法
第三九號	〃 二三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)
第四〇號	〃 二三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	〃 二三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)
第四二號	〃 二三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)
第四三號	〃 二三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)
第四四號	〃 二三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	〃 二三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附) 司法行政機關)
第四六號	〃 二三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	〃 二三、六	瑞西辯護士法
第四八號	〃 二三、七	露西亞事情
第四九號	〃 二三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	〃 二三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	〃 二三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	〃 二三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	〃 二三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)

第五四號	大正三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附) 佛國勞働法正文
第五八號	一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	一三、一二	英國裁判所構成法(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附) 裁判所相互ノ關係)
第六〇號	一四、一	不定期刑言渡ノ制度
第六一號	一四、一	改善不能性犯人ノ所遇
第六二號	一四、二	英蘭刑事訴訟概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第六三號	一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	一四、四	假釋放
第六八號	一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録
第六九號	一四、五	諸國ノ刑法草案
第七〇號	一四、六	英國司法警察論
第七一號	一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇

第七二號	一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)
第七三號	一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附) 金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)
第七六號	一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附) 秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概觀)
第七九號	一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則篇)
第八〇號	一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(各論篇)
第八五號	一五、五	陪審制度視察報告書集(附) がるそん教授述陪審制度論
第八六號	一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	一五、七	刑罰に關する制度(其四)

第九〇號	大正一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	〃一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	〃一五、九	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第三篇)
第九三號	〃一五、九	刑罰に關する制度(其六) 完
第九四號	〃一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)
第九五號	〃一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
第九六號	〃一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	〃一五、一一	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)
第九八號	〃一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	〃一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	〃二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)
第一〇二號	〃二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)
第一〇三號	〃二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)
第一〇四號	〃二、三	司法ニ關スル法制
第一〇五號	〃二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)
第一〇六號	〃二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇) 完
第一〇七號	〃二、四	保安處分

第一〇八號	〃二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)
第一〇九號	〃二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)
第一一〇號	〃二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	〃二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	〃二、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	〃二、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	〃二、八	佛國刑事裁判所の組織及ひ司法警察
第一一五號	〃二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第一一六號	〃二、九	米國の勞働法制(上)
第一一七號	〃二、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	〃二、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	〃二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及理由書(各論篇)
第一二〇號	〃二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	〃二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	〃二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	〃二、一二	フレデリック・バイウオータース及エデイス・トムソン事件の陪審公判
第一二四號	〃三、一	(英國著名裁判 其二)
第一二五號	〃三、二	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
		大逆罪に關する比較法制資料

第一二六號	昭和 三、三	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書(各論篇)
第一二七號	〃 三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一二八號	〃 三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一二九號	〃 三、六	佛國裁判所の組織及ひ訴訟手續
第一三〇號	〃 三、七	米國裁判所の組織及ひ訴訟手續
第一三一號	〃 三、九	ソヴェエツト露西亞の法制(前篇)
第一三二號	〃 三、一〇	ソヴェエツト露西亞の法制(後篇)
第一三三號	〃 三、一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇
第一三四號	〃 三、一二	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	〃 三、一二	治安判事論
第一三六號	〃 四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	〃 四、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	〃 四、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	〃 四、四	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	〃 四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	〃 四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	〃 四、七	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	〃 四、八	獨逸司法制度(前篇)

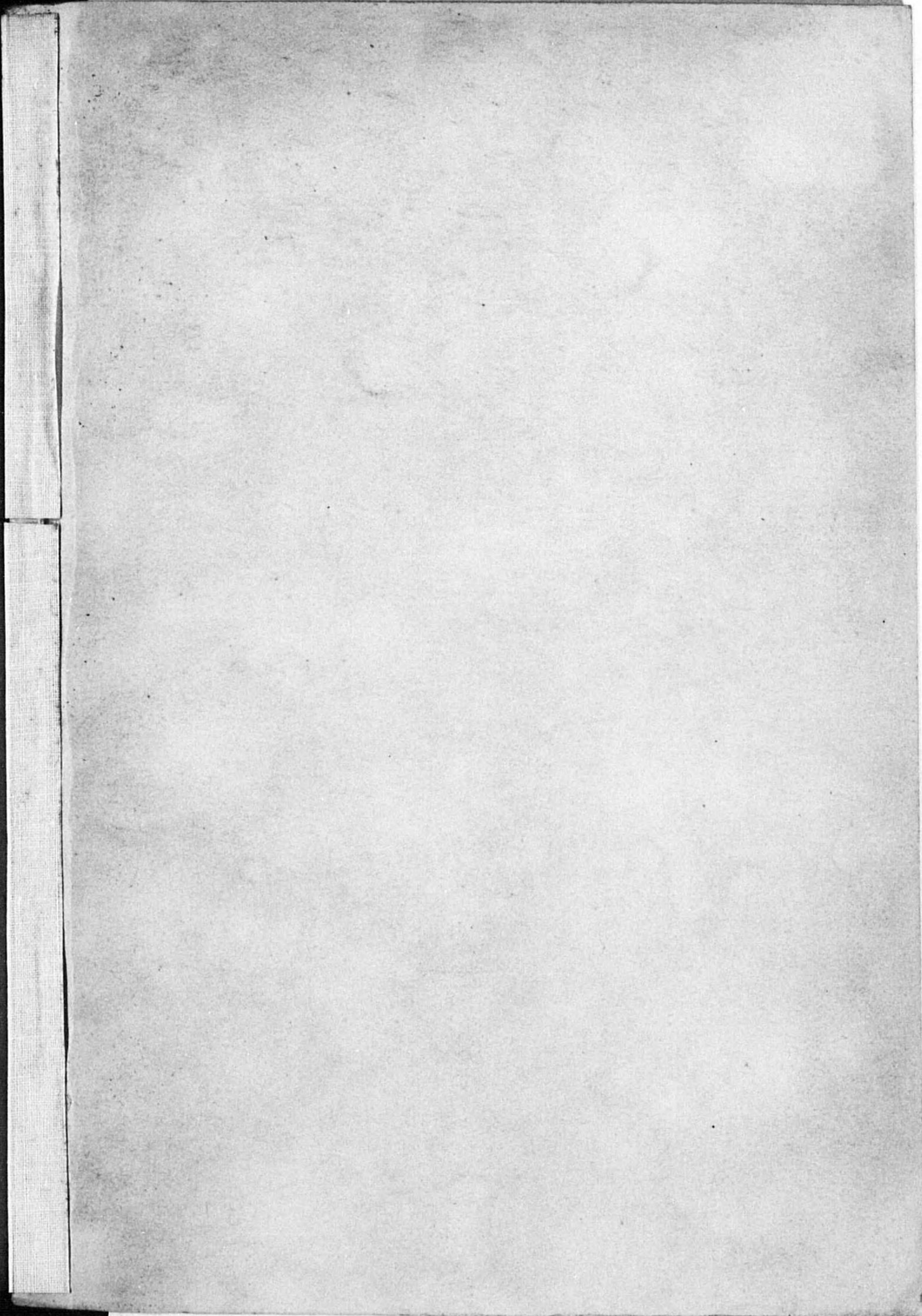
第一四四號	〃 四、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	〃 四、一〇	ソヴェエツト露西亞民法(前篇)
第一四六號	〃 四、一一	ソヴェエツト露西亞民法(後篇)
第一四七號	〃 四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	〃 五、一	ソヴェエツト露西亞刑法
第一四九號	〃 五、二	ソヴェエツト露西亞裁判所構成法 刑事訴訟法 行刑法
第一五〇號	〃 五、三	英米獨佛の手形法及小切手法
第一五一號	〃 五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一五二號	〃 五、五	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	〃 五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃 五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一五五號	〃 五、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一五六號	〃 五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一五七號	〃 五、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一五八號	〃 五、一一	國際行刑會議報告書集 七
第一五九號	〃 五、一二	德川禁令考後聚(第三帙)
第一六〇號	〃 六、一	少年保護司指針
第一六一號	〃 六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡竝に假釋放に關する調査

第一六二號	昭和六、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前編)
第一六三號	六、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後編)
第一六四號	六、八	佛國司法制度(前編)
第一六五號	六、九	佛國司法制度(後編)
第一六六號	六、一〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一六七號	七、一	支那歴代刑事法制の思想 上卷(「大學衍義補」慎刑憲篇)
第一六八號	七、二	支那歴代刑事法制の思想 下卷(「大學衍義補」慎刑憲篇)
第一六九號	七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進(「獨逸裁判所書記同盟の改革案」)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附) 刑事事件取扱小手引
第一七二號	七、一〇	ソヴェート法の理論
第一七三號	七、一二	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の栞
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案竝に説明書(一)
第一七八號	八、一〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案竝に説明書(二)
第一七九號	八、一一	捜査事務に就て

第一八〇號	八、一二	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)
第一八五號	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、九	德川 民事慣例集(人事ノ部)
第一八八號	九、一〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポーランド改正刑法及ポーランド違警罪法
第一八九號	九、一一	取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と
第一九〇號	九、一二	刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一九一號	一〇、一	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九二號	一〇、二	一九三〇年獨逸刑法草案竝に現行獨逸刑法典(附録重要附屬法令)
第一九三號	一〇、三	德川 民事慣例集(動産ノ部)
第一九四號	一〇、四	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九五號	一〇、五	一九二八年スベイン刑法
第一九六號	一〇、六	ポーランド新民事訴訟法(一九三三年)
		獨逸刑法提要(上)

第一九七號	昭和一〇、七	ソヴェエト・ロシアは犯罪を克服する
第一九八號	〃一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	〃一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條例
第二〇〇號	〃一〇、一〇	一九一二年第二回 海牙萬國手形法統一會議事錄
第二〇一號	〃一〇、一〇	一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會會議記錄
第二〇二號	〃一〇、一一	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	〃一〇、一二	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法

14.5
54



終